

第百八十三回
参議院
総務委員会
會議録
第八号

平成二十五年五月十六日(木曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

五月九日

辞任

二之湯 智君

補欠選任

吉田 博美君

五月十日

辞任

神本美恵子君
中西 祐介君
吉田 博美君

補欠選任

吉川 沙織君
小坂 憲次君
二之湯 智君

五月十五日

辞任

吉川 沙織君
衛藤 晟一君

補欠選任

江田 五月君
上野 通子君

五月十六日

辞任

江田 五月君
有村 治子君

補欠選任

石橋 通宏君
熊谷 大君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

松 あきら君

委員

加賀谷 健君
藤末 健三君
藤川 政人君
山本 順三君
木庭健太郎君

石橋 通宏君
江崎 孝君
江田 五月君
樽井 良和君
難波 獎二君

國務大臣

総務大臣
内閣府特命担当大臣
(内閣府地方分権改革)

水岡 俊二君
山根 隆治君
有村 治子君
上野 通子君
片山さつき君
金子原二郎君
熊谷 大君
小坂 憲次君
二之湯 智君
寺田 典城君
主濱 了君
山下 芳生君
亀井亜紀子君
又市 征治君
片山虎之助君
森田 高君

副大臣

総務副大臣
内閣府副大臣
厚生労働副大臣
農林水産副大臣

坂本 哲志君
秋葉 賢也君
加治屋義人君

大臣政務官

総務大臣政務官
総務大臣政務官
内閣府大臣政務官
官

橋 慶一郎君
北村 茂男君

事務局側

常任委員会専門員
政府参考人
内閣官房地域活性化統合事務局
長代理

塩見 政幸君
枝廣 直幹君

内閣府大臣官房
審議官

杉原 茂君

内閣府地方分権
改革推進室次長

青木 信之君

内閣府地方分権
改革推進室次長

新井 豊君

復興庁統括官

上田 健君

総務大臣官房総
括審議官

田口 尚文君

総務省自治行政
局長

望月 達史君

総務省自治行政
局長

三輪 和夫君

総務省自治財政
局長

佐藤 文俊君

総務省統計局長

須江 雅彦君

外務大臣官房審
議官

五嶋 賢二君

文部科学省高等
教育局私学部長

小松親次郎君

厚生労働大臣官
房審議官

神田 裕二君

厚生労働省老健
局長

原 勝則君

国土交通大臣官
房審議官

二見 吉彦君

国土交通大臣官
房審議官

樺島 徹君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○地方公共団体情報システム機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松あきら君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、神本美恵子さん、中西祐介君及び衛藤晟一君が委員を辞任され、その補欠として小坂憲次君、江田五月君及び上野通子さんが選任されました。

○委員長(松あきら君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房地域活性化統合事務局長代理枝廣直幹君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松あきら君) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○樽井良和君 民主党の樽井良和です。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に関しまして質問をいたします。

冒頭、せんだって、日本維新の会の橋下徹共同代表が、旧日本軍の従軍慰安婦問題に関して、歴史を調べるというんな軍で慰安婦制度が活用されていた、銃弾が飛び交う中、猛者集団を休息させようとしたら必要なのは誰だかって分かるという発言をいたしました。多くの波紋を投げかけており

ます。

各党、海外からも多くの非難が上がっております。この従軍慰安婦問題に関する一連の日本維新の会橋下共同代表の発言と、従軍慰安婦問題に関する大臣の所見をまず伺いいたします。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、慰安婦の境遇に置かれた方、これについては深い同情を覚えております。また、そういったようなことが起こっていたという時代というものが、やはりこれはそういう時代をつくってはいけないう、こういう思いがございます。

そして、この橋下代表の発言につきましては、これは、その方の一つの発言に私はコメントするつもりはありませんし、その発言がどのような反響を呼んでいるかは、今世の中でいろんな御意見が出て、また報道がなされていることに尽きると、このように思います。

○榊井良和君 私も、尊敬する栗林陸軍大将のお孫さんでありますから、是非とも聞いてみたかったんであります。

橋下さんのその後の、真意を問われて、当時、軍の規律を維持するには必要だったと重ねて表明して、また、さきに沖縄の米普天間基地を視察した際に、司令官に、もっと風俗業を活用してほしいと言ったという。何か個人的に、従軍慰安婦問題に風俗を引き合いに出すこと自体、その見識をちょっと疑っております。橋下さんのリーダーシップには尊敬する部分というのは多いんですが、時々見え隠れするこういった軽率な発言に、世界のリーダーにはなり得ないんじゃないかなという、そういう疑いを個人的に持っております。それでは、本法律に対しての質問をいたします。

本法律案では、地方独立行政法人法について、特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への定款変更を可能とする改正、出資などに係る不要財産の処分に係る改正、地方独立行政法人の合併手続の新設などを行うとしています。これらの改正内容は、全国知事会、全国市長会の提言事

項に含まれていなかったと思うんですが、今回、これらの改正内容が本法案に盛り込まれたことになった経緯と目的、真意のほどをお伺いいたします。

○政府参考人(望月達史君) お答えいたします。

第三次一括法案におきます改正項目は、全国知事会や全国市長会の提言を基本としながらも、そのほかにも見直しの趣旨にふさわしい事項も盛り込んでいくと承知をしております。

地方独立行政法人に關してでございますが、複数の団体から、その合併でありますとか非公務員型への移行、あるいは不要財産の返納等に關します制度改正の要望が私どもに寄せられております。これらはいずれも、地方公共団体が言わばその自由度を高め、自らの判断によって行政サービスの向上、効率化を図ることに資する内容であると考えましたところから、この第三次一括法案におきまして所要の法改正を行いたいと御提案しているものでございます。

○榊井良和君 要望によって改正されるということ、理解いたしました。

それと、本法律案では、地方独立行政法人の合併に關する手続を設けることとしております。そこで、これまで地方独立行政法人の合併に關する手続を設けていなかった理由、またそれによって具体的にどのような不都合があったのか、また同時に、今道州制をめぐる議論が活発化しておりますので、与党においては道州制推進基本法案の早期の国会提出を目指して検討が進められております。出先機関の事務権限の地方への移譲を検討するに当たって、現行の都道府県の制度を前提とするのか、あるいは道州制の導入を前提としているのか、また、出先機関の事務権限の地方への移譲と道州制の検討と、関係をどのように整理していくのかをお伺いいたします。

○政府参考人(望月達史君) 私の方からは独立行政法人法の関係は御答弁申し上げます。

現行法の制定時、現行の地方独立行政法人法は平成十六年の四月一日に施行されておりますが、

約十年たっております。当時におきましては、地方独立行政法人の合併は具体的に想定されておりました。そういったこともありまして、合併に關する手続は特に設けておらなかったという経緯がございます。

その後約十年を経まして、社会状況の変化等によりまして法人の合併が具体的に検討されるようになり、現行法の下で法人を一旦解散して新法人を設立するという形で合併を行うことになりましたと、業務の継続性、権利義務関係の承継、あるいは職員の勤務条件、こういったことに關しましてかなり複雑な課題が生じます。したがって、必要な手当てが求められる状況になってきております。

具体的な検討が地方の現場で行われ始めたことを考えますと、今回の改正によりまして合併に關する手続を設け、円滑な合併を可能としようとする、そういうものでございます。

○国務大臣(新藤義孝君) 後半の質問にお答えをしたいと思います。

この国の出先機関から地方への事務権限の移譲、これにつきましては、まず全閣僚で構成をする地方分権改革推進本部というものをつくりまして、それから、私の、地方分権改革推進担当大臣の下に分権の有識者会議というのを設けまして、いろんな協議、議論をしていただいているところでありまして、地方の声もお伺いしつつ、私は、まず実効性を持ってスピード感を高めていきたいと、このように思っております。したがって、今ある権限の移譲については、これは現行の地方制度にのっとって行われるということでありまして、道州制は、またこれ、国の統治機構を含めて根幹から見直す問題であります。道州制は道州制でいろんな議論を今与党の方でも、また国会の方でも御議論があると思っております。そういったものを踏まえながら、いずれにしても、地方に権限が移譲されていくものについてそれを道州の中にどう生かしていくかはまたそのときの議論が行われるんではないかと、このように考えています。

○榊井良和君 スピード感を持って、また整合性をきちんと保ちながら改革に力を尽くしていただけたらと思います。

それで、内閣府特命担当大臣の地方分権改革担当ということで、新藤大臣、その地域の特性を生かしたという言葉を生かしたという言葉を、新藤大臣からよく聞くんですが、この地域の特性を生かすという言葉を、私も地域の特性を生かすべきだと、本当にこれ同意しております。同時に、財政的にも独立することというのが非常に大事なんだと思っております。

そこで、地域の特性を生かそうとして立ち上げた経済特区も含めて、今までの成果、それとまた、これからのいかなる施策をもってこの地域の特性を生かした地域活性化をなし得ようと思っておりますのか、その具体的な施策をお伺いいたします。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、総務大臣と、それから地方分権改革推進担当、それから地域活性化担当大臣、そして道州制担当大臣と、そのそれぞれを拝命しておるわけであります。

地域をどのように活性化していくか、これは地域活性化担当大臣の職務にもかかわりますが、この国で、今、国と地方の在り方、それぞれに住む人たちがそれぞれの町で独自の考えを持って、そして自分たちがやりたいことをやりやすいような、そこに住みやすさとか、そして生きがい、こういったものを持てるような、そういう地域づくり、それを私は一言で言う自立した地方と、このように申し上げているわけであります。その自立した地方をつくるために地域の活性化が必要だと思っております。

そして、その中で、地域の特性に応じたいろいろな仕事ができるようにということ、あえてその特区という形で、その地域でやり取りになりたことに限定したいろいろな支援をしているということでございます。

これまでに、平成十四年には構造改革特区、これをやりました。これは規制緩和であります。そして、二十三年に総合特区制度ということで、国際戦略とそれから地域の支援をする、こういうも

のを設けたんですが、こちらの方は税制、財政、金融上そういった支援措置を加えたものであります。

それぞれ成り立ちも違いますし仕組みも違いますが、いずれにしても、そういった地域の独自の個性を生かして自立性を高める、そのための特区制度というものが、これが、これまでやってきたと。それ以外に中心市街地活性化というのがありますし、そのほかにもあります。環境モデル都市というようなものもありますし、いろんなものを総合的に、そして複合的に推進してもらおうという中で地域の活性化が図られればいいのではないかと、特区はそれなりの成果を上げてきていると、このように考えています。

○梅井良和君 具体的になちよと施策を挙げていただきましたかっただすけれども。

大臣、ジュベラル・フリーゾーンというのを御存じですかね。ドバイで、ある特区なんです、これは徹底した税制優遇を企業に対して行っており、一つの専門分野を、一か所に結集させることによって活性化したモデルなんです。例えば、この地域にITの関係の会社があれば、そのエリア内はITの関係の会社は例えば五年ないし十年、法人税ゼロとかにするんです。そうしたら、世界からIBMもマイクロソフトもキヤノンも全部そこに結集してくる。そうすることによって、そこが、その才能とそれをするための会社、またそのための施設やら学習関係も全部そろって、本来の意味の特区ができ上がってくるわけです。それで、そこからいろんなものが生み出されていくって特色ある町づくりというものができていったわけです。

こういうものを、私、日本にもつくるべきだと思っているんですね。例えば、映画を作りたいというときに、ハリウッドへ行けば映画の専門学校があります。中には本当に撮影できる施設まであるような学校があって、映画の会社があって、スターのエージェントもある。だから、世界からスターも映画監督もハリウッドを目指すんです。

ね。そのように、日本で例えばITをやりたい、映画をやりたいといったときに、じゃ、どこに行けばいいのかというときに、取りあえず東京に行っておけば何か専門的なところがあるんじゃないかみたいな、そういうことでは地域活性化は実現しないと思っています。

皆さん、政治的に伺いたいしますと民芸品とか割と小さいことで活性化しようとするんですが、それが大きな意味で地方の独立を成し遂げるかという、もっと抜本的にもう思い切って、この地域は音楽の専門エリアで、音楽関係の会社あるいは学校、ただですとよいみたいなことにしないと、実現していかないと私は思っているんです。それで、例えばバイオリンの専門店のお店があるとしても、それが例えば六本木にばつんとあっても余り売れないですね。それが、ここはもう音楽のエリアであると、音楽学校があって、オーケストラのすごいコンサートホールがあって、音楽家が世界から集まっているところをつくって、そこにバイオリンの専門の店がばつとあれば売れるわけですよ。

そういう、商業あるいはそこに一か所に集まることによって特色ある町が環境の呼び水になったり、あるいは才能のつぼになって何か新しいものを生み出していく。こういうような抜本的な改革、すくなくってほしいなという提言も含めて、ちよつと今述べています。

それで、特化したというときに、もうちよつと言いますと、私、どちらかというと実業家だったんです。自分て大学時代からお店つくったり、会社つくったりしていろいろやってきました。そんな中で、特に思っていた、実感したというのがドラッカーのビルド・オン・ストレングスという、強みの上に築けという経営哲学です。

例えば、店が二軒あって片方が売れていまして、片方がすくなく売れていますというときに、売れていない方を助けようとするんです。一生懸命。そうすると、お金を食うだけで余り効果がな

いんです。ところが、売れている方を後押しすれば、前に進んでいるボールを後ろからけるみたい、すくなくエネルギーでもって売上げが上がるんです。

だから、逆説的な言い方なんですけど、政治家の方、弱い者、困っている人を助けろということを入れますが、弱い者を助けるためにむしろ強い者をもっと押し上げよう、もっと特性あるものを上に押し上げてくれ、という、そういう政策を、実は私、すくなくしてほしいと思っています。その方が、弱い者を助けるためのエネルギーとかお金とかそういう総量が、パイが増えるんです。そういうことも考えて、特化した町づくり、ちよつと力を入れていた方がいいと思っています。

それで、特化した地域、活性化するために、このジュベラル・フリーゾーンを例に挙げましたけれども、主に税制優遇ですね、これは法人関係なんです。法人の税制優遇による地域活性化に、関して何か所見とかございませんでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(新藤義孝君) 大変共感できる御指摘をいただきました。また、私もまさにそういうことをやっていかなければいけないと。

ですから、それぞれの地域に合ったやり方で、うやうや地域を元気にさせるか。そのときに必要な制度が、特区にしなければいけない特区にすればいいし、それから、例えばそこに別の社会インフラを、特にICTですね、そういうものを入れることによってその地域が強みを生かせるのならばそれも活用すればいいしということ、うやうやばり総合的な戦略が必要であって、その地域に対してですよ、その意味で、我々はいろんなツールを持っていますから、手段を持っていますから、お手伝いしたいと思っています。

先ほど、ちよつと具体的なこととおっしゃいましたので、例えば構造改革特区で有名なのはどぶろく特区ですね。民宿が自分たちでどぶろくを製造するようになって、こういったことで地域お

こしができるようになったということでありませう。

それから、バイオマスとかそういうものを使った再生可能エネルギーの普及促進をするための特区というものもありますし、それからIPS細胞ですとか医療関係の産業を集積させてそこで効果を出させよう、という、いろいろな関心、インベション特区ですとか、またMRJを徹底的に、新しい航空産業を育てるためのそういう仕組みをつくらうとか、いろんなものがありまして、既に実績を上げつつあるわけでありませう。

そして、あわせて、今回私たちは、これまでとさらに次元の違う、国家として取り組む特区、国家戦略特区というものもつくり始めようというふうに考えています。それは、例えば二十四時間都市であったり、世界の中で、日本を舞台にして世界とビジネスができる、世界で最もビジネスのしやすい環境をつくる。それにはやはり言葉の問題があります。医療や教育の国際対応があると思います。それから、新しいイノベーションを入れた効率の良いビジネス街をつくらなやいけません。思います。こういう特区もつくりようというところで既にワーキングを立ち上げました。

さらには、今度は、そういう国際先端ではないが、例えば過疎地だけれども、過疎地ならではの利点を生かして、そこで新しい仕組みを入れれば過疎地が逆に元気になると、そういう地域戦略の事業もやろうと思っています。

ですから、まさに委員がおっしゃるようないろんな工夫をしながら、これはそれぞれの町がそれぞれのやり方で元気になっていく、その元気の塊を日本中の元気にするんだと。弱いから維持するために支援するのではなくて、弱いと言われているが、逆にその利点を生かしてそこが自立できるようにならないでしようかと、こういうことをテーマに私いろんな研究をさせていただいておりますし、具体的な政策を予算も含めて打っていただきますから、是非またいろいろと一緒に考えていただきたいと思います。

そして、税制の優遇というのは極めて高いインセンティブになります。ですから、これから国際的な先端産業、また産業を集積しようとするときに、法人の競争環境を高めてあげる、この意味において税の恩典、この法人税の在り方というのはこれはしっかりと対応をしていきたいと。そして、税制措置ですから、当然のごとくそれに対する財政の影響が出ます。これらのカバもどうするかも含めて、ここは肝になると思いますが、是非取り組んでいきたいと、このように考えています。

○樽井良和君 ありがとうございます。

先ほどドバイのジュベルアリ・フリーゾーンで法人税だにして引き寄せるとい話をしました。が、じゃ法人税がただだからもうからないのかという、やっぱり新しいビルを建てたり、当然ネットをつなげたり、名刺作り替えて、車も買い換えたり、引っ越したりするわけですから、引っ越すとか移動するとか一か所に集めるとか、それ自体がすぐ効果があるんですが、そこから生まれた新しい企業とかでも、起業するということは、それだけ資財を投入して、結構倒産したりするとともにベンチャーはかなり多いんですけれども、倒産したということはその地域にお金をばらまいたということですね。名刺作って、印刷して、電話引いて、全部やって、いろいろ払ってから倒産したわけですから、倒産するということは満遍なくその企業をつくる上でばらまいたということなんです。

しかも、その中で千社に一つとか百社に一つの割合でどんと突き抜ける次世代の産業ができたときには、それが全ての倒産した企業の方々を養うぐらひの人数を養うレベルの会社になり得るといのが今の時代なんです。だから、どんどん新しい会社が生まれ、才能が生まれ、そして地域が活性化していく、専門エリアとして伸びていくという何か体制をちょっとつくっていただきたいというのを本当に思います。

それで、今、法人の特化の話をしたんですけれども、

でも、個人の税制に関しても私ちょっと興味を持っています。というのも、私、十二月に繰上げ当選して、もう次、改選ですから、もう長いこと、六年、七年もう地中に潜って、ぱっと出てきたら夏にミンミンと鳴いて散るような、そういう政治家にならないように頑張っているんですが、一石をちょっと投げたいという思いがあります。これ質問というよりはむしろ提案に近い質問になるんですね。

この間、マイナンバー制度通りました。マイナンバー制度が通ったということは、社会保障とか納税の実績みたいなものが情報で一元化されているわけです。

そうした中で、今まで地域というのは、僕は昔は岡山の出舎から選挙に出たこともありまして、そこは優秀な人が全部東京に行っちゃって、東京に行くと、残った方がまた子供をつくっちゃって、また育って、優秀な方がまた東京に行っちゃって。伸びるわけがないんだということなんです。結局、税金を得るためには、その代議士が大臣になったからちよっとお金引張ってきたとか、そういうような話をしなきゃならなくなってくる。あるいは、交付金をもらわないとそこが潰れてしまうというような財政状態になるわけです。

せつかくマイナンバー法案、これ通ったわけですから、例えばですね……（発言する者あり）あつ、まだですか。マイナンバー法案審議されているわけですから、これが通った晩には、例えば、私は岡山で十八歳までいました、大阪で商売やってもうけましたといったときに、岡山は育てただけかという話になるわけです。もうけたのは大阪で、大阪に税金払うのかつてなっちゃうから、これうまく管理して、例えば居住年数でいうこと割って所得税分配するとか、そういう制度にすれば出身地にお金入るわけです。

前の選挙区でも、Bの稲葉さんとかぱっと出たりして、田舎出身なんですけど、じゃ、こつちで百万枚CDを売って、その税金どこ行っているんだという、余り大したこと地元にはないわけ

です。例えば、松井さんが巨人で活躍して三億円ぐらいいらっても石川県に幾ら入っているんだと、星稜高校までずつと石川でやっていたじゃないかということになるので、やっぱり、ここでも何年育って、ここでも何年住んでいう中で、育てたとそこにもメリットがあるように、出身地にきちんとその方の納税の何%かは、そこに住んでいた年数で割るのか、どういう計算式になるのか分からないうえですけれども、データ管理できるんだつたらちよっとそういう制度をつくってほしいと思ってるんです。何か裁量で引張ってくるとかお願いするじゃなくて、教育で一生懸命やればそれだけの見返りがあるという、その制度をつくっていただきたいと思っています。

この辺でちよっと、マイナンバー制のこの活用で新しい税制の展望があるかどうか、また、新しい時代に即した、ICT活用による効率的な、効果的なソリューションなど、大臣の次世代のそういうシステムに向けた提案とか改革の思いなどを伺いたいと思います。

○国務大臣（新藤義孝君） 御指摘のマイナンバーがもし導入できることになれば、これは納税事務が効率化を図られると。そういう中で、いろいろな、今の個人の意思に応じたいろんな納税管理ができるという可能性はあると思います。

しかし、そもそもが、やはり住民税というのは、その地域に住む方が行政サービスを受けるための対価として払い応益を受けるということでありますから、ですから、そういう制度と、それから故郷に対する思い、これはやっぱり寄附制度の拡充というのが重要で、日本の場合は寄附がなかなか進まない、またそういう寄附をもっと拡充しようじゃないかという制度になつていないというのは、私も個人的には考えがございました。

ですから、複合的に考えて、いずれにしても新しいことをどんどん取り入れていくことは重要だと思えます。委員が是非次回のチャンス、頑張ってください、今後も国会で御提言をいただけるように期待をしたいと思えます。

○樽井良和君 頑張ってくださいと思います……（発言する者あり）いいですか。

○委員長（松あきら君） 大丈夫です。どうぞ続けてください。

○樽井良和君 今、新藤大臣は割と斬新なことに對する理解とか思いとか持っていていらつしやると思つて、私もシンパシー感じております。

本場にこういう効率化したシステム、ちよっと話は飛びますが、例えば電子マネーとかで税制をやれば、例えば生活保護のお金はBMWを買うことができないとか、車両税を払っていない人はガソリンを入れないとか、お酒は二十歳未満の人のマネーでは買えないとか、いろいろ新しい時代の制度改革はシステムをつくれると思うんですね。

マイナンバー制の中でいろんなデータを、個人のアイデンティティまで管理する分かりますが、かなりのデータを綿密に分析したり管理したりできるようになったときには、当然そういう新時代の制度、システムですね、もつとペーパーレス化した、クラウドなんかも駆使した時代、是非ともつくっていただきたいと思っています。

是非とも、私もそういう提言はずつとしまいいりますが、期待しておりますので、もう党派を超えて、こういう改革、実際に実行できることを期待して、また憲法だけでなくシステムをバージョンアップしていただきたい。システムをバージョンアップするというのが今の日本に本当に必要だと実感しておりますので、是非とも大きな期待を込めて質問を終わらせていただきます。

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末でございます。本日は、この三次枠付け・義務付け法案につきまして、地域主権の改革を進めるという観点から、二つの観点から御質問申し上げたいと思えます。

一つは、今回、義務付け・枠付けということで地域に多くの自由度が提供されるわけでございます

すけれど、そのためにやはり基盤となる財源どうするかという話をまずさせていただきたいというのが一つ。そしてもう一つございますのは、今、少子高齢化が急激な勢いで進んでいるわけでございますが、基本的に公的な社会保障サービスの担い手というのは地方自治体でございます。その中で地方自治体がどのような役割を果たさなきゃいけないかということも十年後、二十年後というロングレンジで見ていただきたい、検討していただきたいということを議論させていただきたいと思っております。

まず、財政につきましての前にお願したいのは、今回、地域主権改革を進める義務付け・枠付けの見直しということが行われるわけでございますが、これで恐らく第三次、実際に検討したものとしては大体もう全て満たすレベルになるんじゃないかと思われま。

実際にいう、この総務関係の仕事をしていただく中で、二次と通させていただき、実際に各地方自治体が、例えば子育て支援であり、あと雇用対策であり、あとは住民サービスを変えたり、あとは僕がよく聞いたのは公営住宅の利用方法を変えたり、そういういろいろな取組をなされているわけでございます。

是非とも、そのような事例を集めて、こういう事例がありますよと、ほかの自治体もやってはいかがでしょうかというのを是非普及させていただきたいと思うんですが、その点、御検討いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) おっしゃるとおりだと思います。

一次、二次でいろんな効果、また良いことが行われていますし、自治体が自らの判断でより住民の利便性を高めるような行政サービスができるようになったところもあります。

ですから、そういったものを、先進の成功事例集というものを取りまとめをして、そしてほかの方々にも参考にしていただく、そういうベストプラクティスをつくと、これの周知徹底を図ると

いうのは重要だと思いますし、私が今始めました地方分権有識者会議、この中でも、これまでのこの改革の成果をどのように国民に知っていただき、その結果また新たな次のサービスの向上にそれをつなげられるかと、こういったことは是非取り組もうではないかと考えております。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思います。

私は、幾つか事例を挙げたいんですけれども、特に印象が深かったのは、長野県の方で自分たちで道路を造ったり防災施設を造るという取組があったんですよ。それを聞いてみますと、コストが十分の一ぐらいいなっている。ただ、安ければいいというところではないと思うんですけれども、今いろいろな道路などが古くなっていてメンテナンスをしなきゃいけない中、そういう新しい、自治体の方々が自分たちで参加して取り組んで、また道路を造っていくというような取組なんかは非常に印象深く残っておりますので、是非御検討いただきたいと思っております。

そこで、特に私が考えていますのは、昨年郵政民営化法を改正させていただきまして、郵政については地域性、公益性を発揮してくださいということと明確に法律に書き込みました、七条の二の二項というもの。その中で、是非とも、私は実際に局の方々とお会いして、自治体との連携をしていただくことによってこの二万四千の局ネットワークを十分使っていただけるのではないかなというのを思っています。是非、自治体と郵便局の連携を進めるような事例を掘り起こしていただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 私もそのように考えております。

過日、北海道に参りまして旭川の管内の郵便局長さん方ともお話ししましたが、是非、地域の産品ですとか、そういったものを郵便局のネットワークを通じて販売促進をするとか、そういったことを研究してもらいたい。また、自治体との連携によって何ができるのかというのを一番承知

しているのは郵便局の皆さんですから、是非研究して提案してくれないかと、こういうお願いをしてきたところであります。それは北海道だけではなく、沖縄も、この間、郵政のネットワークを通じて沖縄の産品を全国展開すると、こういったことも始まりました。

是非、行政の事務権限も加えて、それからいろんな行政サービスですね、そういったものを郵政でお手伝いできること、何ができるのかというのは研究していただきたい、私もそれを働きかけていきたい、このように考えています。

○藤末健三君 新藤大臣におかれましては、その現場に行っていたら現場の声を聞いていただくといいのは本場に有り難いと思っております。本場に現場の方は、やっぱり法律が変わって何がかわるんだらうと、何ができるんだらうかということ非常に一生懸命模索されておられますので、そのトップにあらわれる大臣が現場の声を聞いていただいて、それを反映していただくということは、恐らく皆さんがすごく勇気も思うんです。是非、やはり、トップの人が聞いてちゃんと現場のことを分かってくたさるということ、僕は本場に有り難いことだと思っておりますので、是非お願いしたいと思っております。

そして、また同時に私がちょっとお願いしたいことは何かと申しますと、後でマイナバーの法律が来たときに議論させていただこうと思ってるんですが、このマイナバー法、先ほど樽井委員からもお話がございましたけれども、マイナバー法ができませんと、税制であり社会保障のサービスであり、恐らく大きく変わってくる。大きな枠組みについては私はまた法律の、機構法の方で議論させていただきたいと思うんですけれども、郵便局というのを考えたときに、恐らくこのマイナバーを使った端末、どこに置かうかという議論が出てくると思います。私はやっぱり郵便局じゃないかと思うんです。私はやっぱり郵便局じゃないかと思っております。私はやっぱり郵便局じゃないかと思っております。私はやっぱり郵便局じゃないかと思っております。

なぜかと申しますと、私オーストラリアに一度伺ったときに、郵便局を伺ってきました。オース

トラリアは、パスポート、これはもう基本的に全部郵便局。そして、ドライバースライセス、これも、取るときは警察へ行きますけれども、継続は全部郵便局なんです。そして、国民IDあそこはありますよね、国民IDも基本的に郵便局がやると。なぜ郵便局かというと、これは実は法律で担保されています、郵便局は準公的機関であるがゆえに、その公的な位置付けがなければできないんですよという法律を作っています。

私は今何が問題かと申しますと、いろんな自治体の方々が例えばコンビニなんかいろんな業務を出されている。それはコスト競争上は非常にいいかもしれません。実際僕は値段を聞いたんですよ。職員がされるよりも三分の一ぐらいいですよ。それはそうですよね、高校生がするわけですよ、アルバイトの。ただ、私は、それはやっぱり話を聞いていて思ったのは、本場に時給幾らで雇われている高校生がブライパシーの固まりである住民票を扱って出すような仕事、これをずっとしていただいているのかどうか、それは本場に思いました。

ですから、私はやはり自治体の方々との連携、先ほどおっしゃっていただいたように、地域の産品を全国に展開すること、今、ひまわりサービスといって郵便を配るときに安否確認をしていたり、ある町では、石垣島なんか行きますと、お弁当を持って行かれるらしいんですよ、安否確認のときに。そこまでは現場では協力進んでいまして、是非そういう、郵便局のネットワークとこの枠付けとはちょっと少し距離がありますけれども、自治体は自由度を増した、その自由度が増した中で連携をどうするかということをもっと深く議論していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、地方へ出張する場合は必ず郵便局の方々とお会いをするようにしています、そのようにしております。今私が申し上げているのは、ユニバーサルサービスという名の無償のサービスをしているんです

ね。彼らはいろんなお手伝いをしているんです。でも、そのお手伝いを超えて、業務として成り立つ、そういうユニバーサルサービスつくれませんかという問合せをしています。それは高い対価を必要とします。しかし、やはり会社として業務を続けていくためには事業にしなければなりません。また、事業になり得るようなレベルの仕事をやることも重要だと思いますし、郵便局がそういう先駆的な仕事を開拓していただく。そうすると、郵便局だけじゃなくて、例えばNPOだとか、いわゆるコミュニティビジネスの人たちです。ね、新たな産業がこの国につくられて、そして手分けをして雇用の吸収にもつながっていく。だから、その先駆的な役割をこの郵便局というすばらしいネットワークとノウハウを持った組織がそこに貢献できないかという問いかけをしているわけでありまして、是非、今の御意見も踏まえて研究を進めていきたいと、このように考えています。

○藤末健三君 是非よろしくお願いしたいと思います。

次に、私、税の話に、財源の話にちよつと移らせていただきたいと思います。皆様のお手元にA3の資料を配らせていただいておりますが、その資料一というのがございます。これは国税と地方税の構造を示したものでございます。

私自身、二〇一一年の十二月、当時与党でございました。税と改革の話をしていただいていたときに、社会保障の。そのときに何を言っていたかと申しますと、もう基本的にこの構想はおかしいんじゃないかというのを申し上げていまして、まず地方自治の観点から言いますと、一つありますのが、ここに書いてある税は全部法定税です。法定税目。どういふことかという、基本的なところは自治体が決めなくなっています。それがまず一つ。例えば、固定資産税なんか自由度はある程度ございますけれど、基本は法定。

次にございますのが、やはりこれはもうこれから解決していく話だと思いますけど、不安定であ

る所得税の割合が高いということでございます。そして三番目は、これがまた大きな問題でございまして、税の全体は、大体全体を十とする。と国税が六、そして地方税が四という割合になります。が、実際の執行ベースを見ると国が四、そして地方が六ということで逆転している。それはおかしいんじゃないですか。税のこのアンバランスですね、歳入と支出のアンバランスがあるというところがございます。本当に抜本的に見直すべきじゃないかという話を申し上げていたんですけれど、私は実はもうメンバーから外されて、余りしゃべり過ぎて、それですごく悔しい思いをしておりまして。はい、もう本当に非常に悔しかったですね、これは、正直申し上げて。

ただ、まだ時間はあると思います。私が申し上げたいのは、本当に根本的に何が大事かということと考えなきゃいけない。

例えば、下の方に二〇三五年までの地域の消費額の変化というのがございますが、消費税を例えれば一〇％に上げますとした場合にでも、やはり人口が減るといふこの中におきましては、これ、特に過疎が激しい地域においては消費がどんどんどんどん減っていくという状況になる。ですから、本当にもう二十年後どうするかということまで含めた設計をそろそろやらなければ、三％上げました、五％上げました、じゃ、次どうするんですかと。恐らく、計算すれば二〇％ぐらいまで上げなきゃいけない。じゃ、その二〇％上げたものをどうやって分けるか。何となく一・五四％じゃまずいんですよ、もう、大臣、これ、きちんとした全体的な構想がある下で、じゃ、地方としては消費税はこれだけ必要である、それはなぜかという、地方がきちんとオペレーション、執行を担っているからである、そして安定的な財源が必要であるというところを考えなきゃいけないと思っております。

例えば、これ見ていただきますと、道府県税というのがございます。特に大事なことは、地域の偏在がすごく大きゅうございまして、例えば道府

県税で個人道府県民税というのが書いてございすけど、これは平成十九年のデータであります。が、トップの県、一人当たりの税収トップの県と最低の県の格差が三倍以上です、三・二倍、一人当たりで三・二倍違う。そして、例えばこの地方法人二税、これはもつとすごいですよ。都道府県で比べた一人当たりの税収、六・六倍違うんですよ。

ですから、東京みたいに会社が集中しているところと、例えば私のふるさととは熊本ですけども、本社はたしか二社ぐらいしかありません。もう、六倍違います。一方、地方税はどうかという、一・八倍というところで、ある程度の格差は縮小できるという状況。そういう状況も、やはり全体を見て議論をしていただきたいと思っておりますが、まず、大臣、いかがお考えでしょうか、この税全体を国税も含めて見直していくという。

○国務大臣(新藤義孝君) これはもう私が国会議員になって国会に、ここに議席を置かせていただいて十七年ぐらいたつんですが、もう一番最初からそれを言っているんです、税の抜本的改革をやる。税制の抜本的改革という、それは直間比率を直しようというのもありました。それから、今のようない地方の偏在性、こういうのも直さなきゃならぬと、こういうことを延々やってきたというところであります。しかし、今までの延長上での改造だつたり改善が行われてきたというのが実態ではないかと思っております。それで物すごいエネルギーが要つたわけでありまして、しかし、今委員がおっしゃる通りに、完全に社会構造それから人口の構造というものが変わってくる中で、税制の抜本的改革というのは本当に行わなければならないだろうと。

しかし、それにはやはり哲学が必要だと思っております。この税はどのように使うか、そしてどうやって払っていただけるか、そういう哲学をきちんと打ち立てた上で、地方全体の抜本的な体系としないものをつくり直す必要があつて、我々はそれを不断の努力を行っているわけでありまして、それ

はどんな政権であろうともやらなければいけないことでありまして、私たちとしても力を入れていきたいと、このように考えます。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思ひます。

私、与党時代を振り返りますと、何があつたかと申しますと、私が申し上げていたのは、もう自分の持論として、消費税は基本的に安定財源であり、地方の税である。もうヨーロッパばかり、アメリカも、ほとんどの先進国は消費税は地域、地方のための財源。なぜここで我々は地方と国で取り分を議論しなきゃいけないの。基本が地方で、国が代行しているからその分少し取らせてくださいというのが基本じゃないですかというのを言っておりました。私はそれ今でも変わりません、信念は。

ただ、何が起きるかという、我が国においては消費税って何か国税ってみんな思い込んでいます。よくよくいろいろな資料を読みますと、やはり、財務省の財政研究所というのがございまして、これ国立じゃないかと思うところに所属されておられるいろいろな学者の方々がずつとそれをおっしゃるわけですよ。例えば、これ悪意はないんですけれども、竹中平蔵先生もたしかそういう立場におられたと思います。じゃ、一方で地方の税制、財政というのを研究されている研究者の方々がどれだけのいるかというと、やっぱり少ないんですよ。圧倒的に論文の数が違う。

私は、やはり大臣にお願いしたいのは、こういうものについて基本的に学術的なところでのきちんとした議論ができていくかどうかだと思うんですよ。今、正直言つて、財務省の方々の系統が僕ははっきり言つて多いと思ひます、これは。じゃ、やっぱりバランス欠くと思ひます。これでは、ですから、本当に税制をきちんと議論するためには、やはり本来の税制の在り方ということを深い根っから言及していただく方々を是非つくつていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 税制というのは国家の礎になるものだと思います。そして、現状の鏡でもあると思うんですね。

今委員の話の、私、根本的にある問題というのは、要するに地域の力がまだ弱いということですね。国が全体でコントロールしなければならぬ。かつての幕藩体制から中央集権体制に移り、いろんな国力が弱いところを増強してきた。そして、戦後になって、今度はその中央集権の中でナショナルミナムを高めてきた。今求められているのは、それぞれの地域の力をもっと強めて、そして自主性を持って判断できるような体制をつくらないかと、国は何か自分たちが既得権だから取りたいなどと言っている人がいますけれども、私はそうではないと思っています。善意に考えて、いかに日本国民を、皆さんが幸せになつていくためにどのようにしたらいいかという最適な体制がつくられてきたが、世の中が変わり、そして人の移動が変わってしまったんですから、そこを直していかなければいけない。

したがって、地方の税の研究を更に強めていくというのは時代の要請だと思いますし、既にいろんなところで研究者がいっぱいいますし、今までも熱心な研究をいたしておりますけど、私は、そこは更に研究を進められるような私も支援をしていきたい、このように思います。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思っています。

後からまたこれからの議論をさせていただく中で、社会保障というものがこれからどんどんどんどん大きくなる、その担い手は必ず自治体になると思います。なぜかと申しますと、やはり地方自治体がサービスを受ける住民に一番近いところにいるので、国が設計してこうやりなさいという話ではなく、やはりその地域地域の住民の方々の顔が見れる地方自治体がサービスを行う、そのサービスに対してはきちんと自分たちで財源は手当てできるというふうにしなければ本当にいい住民サービスはできないと考えますので、まずこの財源の問題を考えて議論をしていただければと思

います。

ただ、一方で、何かあるかと申しますと、社会保障の話にちよつと移らせていただきますと、今、私が見ていきます限り、地域はもう疲弊している状況でございます。これはアベノミクス、私、正直申し上げましてアベノミクスは応援しております。ただ、アベノミクスがまた、失礼な言い方をすると、昔と同じような支出構造に戻っちゃえば、これは恐らく大きな市場の、金融市場の人たちの失望を生んで、またすさまじい反動あると思うんですよ、これは間違いない。やはり、私が申し上げたいのは、変えるという意思と変えるというメッセージが非常に重要じゃないかと思っております。その一つの提案として何かあるかと申しますと、やはり社会保障じゃないかと思

ちよつと資料を御覧になっていただきたいというか、資料の二とって、裏面になりますと、この社会保障というのは何かあるかと申しますと、すごい雇用誘発効果が大いというのがございます。

資料二の下の方に黒いグラフで介護一位とございますが、これは何かという、お金を百万円使った場合、何人の雇用が波及して生まれるかというところで、介護の場合は百万円使つて〇・二六の雇用が生まれる、一番大きい雇用効果になります。一方、公共事業を見ますと二十五位とございますが、〇・〇九七ということでございます、介護と二・五倍違う。

やはり実際のこれ中身を調べますと、公共事業は土地を買ったりいろんな材料を買ったりする率が高くて、人件費の割合、少のうござい。ところが一方、介護はもう七割ぐらいは人件費になるとい、そういうことで介護は非常に雇用吸収力が大いということもござい。実際、平成の二十二年のデータを見ますと、これは三月の時点のデータでございます。そのとき、医療、福祉の総雇用数は六百五十万人。この六百五十万人、実は前年比でいくと五十万人増えています。

五十一万人。一方、建設業はどうかと申しますと、平成二十二年三月時点で四百八十九万人ということで、三十三万人減。あと特筆すべきところは何かというと、製造業。製造業は千五十八万人で三十一万人減でございます。増えているのは何かと思うと、やはり医療と福祉がどんどんどんどん増えている中で、かつ医療と福祉においては雇用の効果が非常に大きい。

ですから、これは国だけが音頭を取って、今、例えば介護でありそして医療、特に介護はもう主体が地方自治体でございますので、この部分でいかに雇用をつくり地域経済を発展させるかということをやったり自治体という社会保障の担い手である自治体を所管する総務省から私は出したいたたかなければなかなか難しいんじゃないかと思うんです。大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 藤末先生と質疑をやっていると、とてもうれしくなるわけであります。まさにそういったことを私たち考えなきゃいけないわけですね。

今回のアベノミクス、私が全てを所管しているわけではありませんが、私なりに考えるところ、金融緩和と財政支出によって当面の危機的状態は脱出しました。それを今度、持続可能であり、かつ民間活力を喚起する成長戦略をいかに実効を上げることです。それは三つだと思

す。一つは、国内の経済、これを徹底的に強化し、特に鍵を握るのは地域それぞれの活性化だと思

います。それからもう一つは、新たなイノベーションによる産業展開です。そして、最終的にこの国の力を世界の中で生かしていく、世界を日本に取り込む海外展開、この三つによって持続可能な成長戦略をつくっていくかなってはいけません。

今お話しのような医療や介護、福祉の分野というのは、その該当する人が増えていく限り増えていくトレンドになっているんですから、そこに需要が発生するのはもう当然の理であります。必要なことは、その医療や介護、福祉の分野にいかにして新たな産業を興すか、そしてそこに従事している人たちがきちんと生活できるような、そういうビジネスモデルをつくれるかだと思

います。だとすると、それは制度をつくっているのは国ですが、担い手は自治体でありますから、先生がおっしゃるように、そこに行くわけなんです。地方自治体や地方において、いかにこの医療や福祉を充実させるか。それは、国や自治体は充実させるためにはお金が必要だと。でも、そのお金を生み出す産業も、医療や福祉、社会保障、この分野における産業を活性化させてその原資をつくっていたかなければなりません。

そこで、私が、恐らくですが極めて有効なのはイノベーションだと思います。今までにできなかった、効率を保てなかった、そういうものを、コンピューターのテクノロジーを使うことによって、便利になるだけじゃなくて、その基盤を使ってビジネスできる人たちが増えてくるんじゃないかと。そこに、さっき言ったように、その先駆的なものを郵政が開拓してくれてもいい、又はCBやSBがそこに入ってくれと、こういうことを私は今いろいろ考えながらやっているわけであります。是非とも、これは難しいようで、でも今日の前にある現実でそこをやらなければ国は元気にならないんだとすれば、必ずそこは踏み込んで成し遂げなければいけないところではないかと、このように考えています。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思っています。

この介護と医療というのは、もう私、将来絶対輸出産業になると思っております。我が国は、今六十五歳以上の方が大体四人に一人おられる。この状況に隣の韓国は十年後になります。中国も二十年後、シンガポールはすぐになります。もう後には、アジアカの国々がどんどんどんどんもう日本を追って高齢化の中で、我々が今この高齢化に対する介護であり医療というものの仕組みをつくる。特に、今総務省であればICTがカテゴリーとしてございますから、ICTをいかに使ったイノベーションを起こしておけば、必ず

それは次に、新しい産業につながると思いますが、是非力強く推し進めていただきたいと思ひます。

ちなみに、医療、介護の雇用のパワーをお伝えするために一つの事例をちょっと勉強していただき、実は、千葉県の鴨川に亀田総合病院という、非常に心臓外科とかで有名な病院がございまして、実は、雇用者数が大体四千人おられるそうです。市の住民の方が四万人ですから、何と十人に一人が、一割が亀田総合病院に関係されていると。ここには当然タクシーとか病院に食事を仕入れる人は入れていますので、いかにこの病院とか医療の経済的なパワーが大きいということが分かります。

また、私自身考えていますのは、今ほとんど円安になっていますけど、私は製造業は戻ってこないんじゃないかなと思っています。正直申し上げて、地域を今まで製造業が支えてくれて、例えば、昔でしたら、工業団地を造れば、そこに工場があり、そこで雇用が生まれますよということですが、やっぱり私、全国比例で全国を回ると、工業団地はほとんど空いてますよ、今。ですから、そういうものをどう切り替えていくかというのを、やはり社会保障を担う地方自治体を所管する総務省からちょっと是非議論して、音頭を取っていただきたいと思ひます。

このような社会保障の話を上上げましたけれども、ちょっと問題がございましたのは何かと申しますと、この下の方の図を見ていただいてよろしいでしょうか、表を。認可保育所の月額保育料と国民健康保険料の比較を書いてございます。

これは二〇〇八年のデータでございますが、例えば認可保育所の月額保育料を比べますと、渋谷区が一番安く一万一千三百円、夕張市五万三千五百円と五倍違うんですね。大きな違い。そしてまた、国民健康保険料も、横浜市が三万四千円のところを、これ、大阪では泉南市は十二万二千二百七十円ということと二・六倍違うという状況になっていると。これは大きな格差だと思ひます。

また、実際に二〇一〇年の少子化対策の単独事業、自治体の単独事業を見ますと、東京都は都道府県の平均の八倍の、一人当たり八倍の予算を使っている。あと市町村を比較すると、横浜市は市町村平均の十六倍を少子化対策の単独事業に使っている。

ですから、リッチな、予算が、税収が大きい自治体はどんどんサービスを増やし社会保障を安くしているわけでございすけれども、一方で、税収がないところはどんどん負担が大きくなり、逆に、負担が大きくなるから人が来ないという、そういう悪循環を起こしているわけでございます。

このようなことも是非、大臣、対応を考えていただきたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、千葉の亀田総合病院の例をいただきました。

私も、今地方分権、地域の元氣創造本部の中で研究している例は、関西、奈良であります。そこは病院のネットワーク、一次医療と二次医療のネットワークを組みました。さらに、それを介護や福祉のサービスまで入れようと、それをブロードバンドを入れて情報を共有しながらサービスしようとする。ですから、病気になる治療したかったらその町に行くという住みやすさと。そこに人がやっぱ増えるんですね。それを我々も後押ししようじゃないかという研究をしているわけでありまして、やはり医療、福祉を町づくりの軸にしていく、こういう地域がこれから出てくるのではないかと思ひますし、そういう研究をしております。

それから、製造業がもう難しいんじゃないかというお話であります。忘れてならないのは、医療や福祉の関連機械を造っているのは製造業なんでありす。ですから、自動車や物を造る物づくりにいうのは、どの部分を造るかという意味において、医療や介護、福祉関連の製造業の需要というのには私はこれから増えてくると思ひます。ですから、それを世界展開していくわけですから、いざにしても、どんな産業も元は製造がありますから、その素形材を含めて、この部分というのはさらにきちんと見ていかなければいけないというふうに思っているんです。その意味で、地域間の社会保障の格差があること、これは財源調整と財源保障でまず埋め合わせをしていかなければならぬ部分です。

根本の問題としては、なぜこういう問題が発生するかといえは、地域間の財政力に格差があり過ぎるからだということになると、その格差を解消するのは地域の活性化だ。いかに均てん化、平準化させるかという地域活性化政策というのが極めて重要であつて、それは経済成長にも資するものになると、こういうつながりが出てくるのではないかと。こういうことでありまして、しっかりと、まずは目の前の格差を埋めなければなりませんから、その意味においてのいろんな支援はしていきたいし、現実には、さらに有効策が、どうすべきかということについては研究を進めていきたいと、このように考えています。

○藤末健三君 是非進めていただきたいと思ひます。

格差という、自治体間の格差という意味では、こういう社会保障だけではなく、やっぱりいろんなユニバーサルサービスの問題がございす。例えば、買物難民というのがございまして、これは二〇一一年一月十六日の日経新聞に載っていたんですけれども、今七割の県で買物難民ができています。何かと申しますと、駅前の身近な店がどんどんどんどん閉まっていくと。そうすると、車に乗ってショッピングセンターに行かないと買物できない。ところが、もう車に乗れない高齢者の方々は買物できませんという状況になっていると。そういう方々がどんどん増えているというのがまず一つございすし、またガソリンスタンドの問題もございす。

これは通産省が調べた二〇一〇年のデータでございますが、ガソリンスタンドが市町村内に三つしかないところ二百二十九市町村ということなんです。これは全体の二・三%であります。その中でも七つの市町村はガソリンスタンドが一つもないという。私は実際に一個しかないところに伺ったことがあるんですが、それは何かというところ、そのガソリンスタンドの経営者の方がもうすごい赤字を垂れ流しながらも歯を食いしばって経営されているんですよ。本当に、もう閉めたいけれども閉めれないと、近くにお客さんがいるから。そういうのもございすし、あとは、今、電話どこでも通じるといふユニバーサルサービスがございす。が、じゃ、光ファイバー来ているか、ブロードバンド使えるかというところ、使えないところはまだあります。地方に行きますと。

あと、いろんなインフラにつきまして、例えば、今後電力が自由化されるといふ話もございす。私は、ちょっと、もう少し考えなきゃいけないんじゃないかと。やっぱり電力のコストを見てもみますと、送電コストすごい掛かっているんですよ。皆さん発電するところとか考えないかもしれませんが、実はあれは運ぶところのコストがすごく大きい。そうすると、田舎の山奥にじゃ幾ら掛かって運ぶのかという話になっちゃう。そうすると、自然と市場競争でやめていきましようという話になりかねないんじゃないかと。例えば通信であれば通信事業法、電力だったら電気事業法です。そういうふうには、事業法があるから事業法でユニバーサルサービスを見ましようねというところで、実は総務省は考えておられませんが、はっきり言つて、僕から言わせると、

ではなく、やはり、住民の方、地方自治体を守る住民の方々に対してどれだけのユニバーサルサービスを提供しなきゃいけないか、それが地方の発展につながると思うんですよ。そういうもつと上位概念からほかの省庁にまたがるものまで含めて、是非検討していただきたいと思ひます。先ほど二〇三五年の消費の地図を見ていただき

ましたけれど、あれは簡単に言えば労働者人口がどれだけ減るかというのと全く同じ図なんですよ。だから、それを見る中で、じゃ、二十年後、三十年後のユニバーサルサービスがあるべきかということを議論し、そのコンセプトに従い各業法がユニバーサルサービスを議論するという仕組みにしなければ、私は、いびつな、各役所はもう勝手にやっちゃって、もうぐちゃぐちゃになっちゃうような感じになりますので、是非大臣に御検討いただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、この二〇三五年の地域の消費額の変化、この資料ですね、このとおりになったら良くないと思いますね。今のトレンドでいけば、そのまま過疎化が進み地域間格差が広がるということですから、国の政策としては、こういった格差をいかに減らしていくかということでありまして、今、地域の活性化、地方分権、こういったものがきちんと機能するならば、私は、このようにはなつてはならないし、これをもっと違う色になくしてはいけないと。拠点拠点に中心があり、その周りでもって均等の、均てんの地方自立があると、こういう仕組みに変えていくんではないかなと、このように思っております。

それから、今のエネルギーの話は極めて重要だと思えます。私も、発電電の分離についてはいろいろとこれまでも自分でも勉強してまいりましたし、いろんな訴えをさせていただいております。今こは国としてもいよいよ始めることになりましたが、発電電分離の前提は、じゃ、それぞれの地域でエネルギーをどうやってつくれるかと、ここにポイントがあると思うんですね。

ですから、今、これも我田引水になつて恐縮ですが、私もどもで行つております地方の元氣創造本部は、実はエネルギーの自立という意味においての町づくりをできないかというのが一部門であります。その中で、地産地消のエネルギーで、自分たちが買ったものを自分たちで使い自分たちが

売る、いざとなれば自立した電源がつくれると、こういう中で、そういう地域づくりを、エネルギーを核として、あそこに住むと電気代が安いとか、いざとなつたらあそこは必ず手術や治療が受けられる、電気が使えるとか、そういう町をつくらうというののも一つのモデルとして今研究しているわけでありまして、是非、委員の御意見も参考にしながらより進めていきたいと思ひます。

○藤末健三君 どうもありがとうございます。実は、私、二日前に小田原市に行つてきまして、そこでほうとくエネルギー株式会社という、まさしくエネルギーの地産地消を行おうという会社に行つてきたんですよ、実は。かつ、私は、このことは割といろんなところで言つていますので、もう問合せがいつばい来ている、実は、大臣。

ですから、是非、地域で自らエネルギーをつくり、そして安定的に安いエネルギーを提供できるようなことができればまた地域振興に役立つと思ひますので、是非進めていただきたいと思ひます。私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○二之湯智君 自民党の二之湯智です。第三次一括法案では、国土利用計画の策定に際して地方議会の議決は不要となつております。しかし、国土交通省は、当初、これを議会の議決事項にするべきだといふ、こういうような方向になつておつたと思うんですが、今度の法律で国土交通省は当初の考え方を変更したわけですね。その変更を、議決を不要としたこの変更の過程について、どういうことがあつたのか、まず教えていただきたいと思います。

○政府参考人(二見吉彦君) 国土利用計画の策定に關します地方議会の議決の手續についてでございますが、地方議会の権限にかかわることでもございまして、当初、私も、当該規定の見直しにつきましては慎重に対応することとしていたところでございます。その後、地方からの強い要請

があることも踏まえまして、また、地方の自主性、自立性の拡大を図る、そういった観点から、計画の策定手続として議会の議決を経ることにつきましては、法律で規定するのではなく、個々の団体の判断に委ねることが適切であると考えまして、地方議会の議決に係る規定を廃止する改正を行おうとしていたところでございます。

○二之湯智君 よく、こういう地方の議会の議決を不要とする、しかしそれはまた条例によつて定められると、こういうことであるわけでございまして、けれども、地方自治法九十六条第二項ではいわゆる議決事項を追加することはできるわけですが、なかなか、地方と議会との力関係からしますと、そうそうそれを追加する、あるいは条例で議決を必要とするということとはなかなかできない、こういうことであるわけでございます。

こういうことに關しまして、国土交通省としては、三議長会、都道府県議長会、市議会議長会、町村議長会の意見聴取を行つたのか、その辺についてまたお伺いしたいと思います。○政府参考人(二見吉彦君) 今回の国土利用計画に係る改正につきましては、内閣府地方分権改革推進室が全国都道府県議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に對しまして、その内容について反対意見がないということを確認したということを確認しているところでございます。

○二之湯智君 議長会はそのような意見でしよう。なかなか議長会というのは、常に、そういう法律とか条例について余り詳しくないから、理事者がそう言へばそんなものでしよう、こういうことになるんですね。まあ、それはそれでいいでしょう。

本法律案には義務付けとか枠付けとか、地方自治体の権限移譲に係る内容が盛り込まれていてございまして、地方自治体への権限の移譲については既にもう第二次一括法で四十七法律が改正をされているわけですね。そこで、これまでの基礎自治体への権限

移譲によりまして住民にとつて具体的にどのようなメリットがあつたのか、また許認可の申請先が変わることによつて住民の間に混乱が生じたことはないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(新井豊君) 基礎自治体への権限移譲でございますが、これに伴う具体的なメリットといひまして、地方からは、住民に身近なところでいろいろなことができるというような住民等の利便性が向上したことや、あるいは事務が効率化したこと、あるいは分権に対する職員の意識改善などがあつたと、こういった評価を受けております。

また、許認可の申請先が変わつたことによりまして住民の混乱が生じたといった執行上の問題は聞いておりませんが、課題があれば的確に対応してまいりたいと考えております。

○二之湯智君 第二次一括法及び本法律案においては、基礎自治体への権限移譲では移譲先を指定都市と一部の基礎自治体に限つてゐる。都道府県から権限移譲を受けない基礎自治体には事務権限が都道府県に残るものがあるわけですね。そこで、都道府県に事務権限が一部残ることによつて事務執行が非効率化するなどの弊害が今までの案にあったのか、また、第二次一括法においては、権限の移譲先となつていない基礎自治体に対して、条例によつて事務処理の特例制度を活用して都道府県独自の権限移譲を行つた例はどのぐらいあるのか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府参考人(新井豊君) 内閣府におきまして市町村への権限移譲の施行に係る状況、この調査をしておるところでございますが、委員が御指摘のような、指定都市と一部の基礎自治体に限つて権限を移譲しているケースにおいて都道府県に事務権限の一部が残ると、こういうことによる弊害等が生じた事例は報告されております。また、事務処理特例制度の活用状況につきましてはございますが、我が方で網羅的には把握して

いないところがございますが、第二次一括法の関連におきまして、権限の移譲先とされていない基礎自治体に対しては事務処理特例制度を活用して都道府県独自の権限移譲を行った事例、こういったものはあるということとは承知しております。

○二之湯智君 これまで四次にわたって義務付け・枠付けの見直しが行われてまいりました。これでも地方分権改革推進委員会第二次勧告で見直しを勧告されたものについては一通り見直しを終えたこととされております。

そこで、これまで行われた義務付け・枠付けの見直しを振り返って質問したいと思っております。

国の定める条例制定基準を条例の内容にどのようなに生かすかは地方自治団体の判断であります。しかし、例えば○の基準は××政令で定める基準をもってその基準とするというように、条例制定基準となる政令の内容を書き出さずに政令名だけを引用するような形式で条例を定めるといふのは、この国の基準を条例にした法の趣旨からはちょっと適切ではないと、このように思うわけです。

また、このような形式だと、条例で引用した政令が後に改正された場合に、その基準が自動適用となるような事態も発生されます。よく地方議会では議会ごととに条例の改正案が出るんですが、これはどういう根拠かと申しますと、いや、法律の改正によって、あるいは政令の改正によって自動的に条例を改正するものでございまして、こういったような事例が見られるわけです。

そこで、このように政令自体を引用するような条例の定め方について、政府としてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(新井豊君) 既に制定された条例の中には、委員御指摘のような政令名だけを、政令の名前だけを引用するような形で規定されているものがございます。

このような書きぶりでありますと、国の基準と

読み合わせてみないとその内容が分からないという点や、また、委員も御指摘ございましたが、国の示す政令の基準が改正された場合にその改正内容が地方議会の審議を経ずに自動的に当該団体に適用されると、こういった問題が指摘されてございます。

いずれにせよ、この法律案の目的であります地域の自主性、自立性を高めると、こういう趣旨を踏まえていただいて、条例制定に当たっては地域の実情に応じて十分に議論していただきたいと考えておるところでございます。

○二之湯智君 第二次一括法では、いわゆる地方債の事前届出制度が導入されました。これによりまして、実質公債費比率が基準を満たす協議不要対象団体が民間等の資金債を発行する場合には、原則として従来の総務大臣又は都道府県知事への協議が不要となりました。まあ本当に不要となったのかどうか分かりませんけれども。

そこで、まず、事前届出制度導入の初年度である昨年度の事前届出制度の活用状況をお伺いします。

○政府参考人(佐藤文俊君) 平成二十四年度におきまして、届出制度を利用することのできる協議不要対象団体は二百八十九団体ございました。このうち実際届出制度を活用した団体は二百五十二団体、一九・六％となっております。また、資金でいいますと、民間等資金の全体は八兆四千七百十七億円ですが、このうち届出がなされたものは二兆二千三百九億円、二六・三％となっております。

なお、二十五年度においては、この協議不要団体となる要件が緩和されておりますので、対象団体が二百以上増えるということになっております。更なる制度の活用が見込まれております。

○二之湯智君 事前届出制度の導入によるメリットとして地方債発行の自由度の拡大や手続の簡素化というものが挙げられておりますが、そこで、実際に地方団体は事前届出制度をどのように活用して、どのようなメリットの享受を受けたのか、

その点について具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府参考人(佐藤文俊君) 平成二十四年度に届出制度を活用した地方団体からは、次のようなメリットがあったという意見が出されております。

一つは、協議が不要となったことで、従来の協議制では二度の申請手続が必要でありましたものが、一度の届出手続だけで済んで事務負担が軽減された。それから、協議の場合には協議の結果とを待つ必要があるが、それがなくなつたために時間の短縮が図られた。それから、協議制の下においては新発債の発行は協議手続が終了した九月以降となっておりますが、年度の早い時期に起債が可能になるなど起債運営の自由度が上がった。それから、投資家の需要や市場環境などを踏まえて機動的に起債することが可能になり、結果的に低いコストで資金調達することができた。このような声が上がっております。

今後も公的資金から民間資金へのシフトが進んでいくものと考えられますので、地方団体における制度の活用を促していきたいと思っております。

○二之湯智君 地方分権改革推進委員会第二次勧告に基づく義務付け・枠付けの見直しが一通り区切りが付いたところで、今後の見直しの方向性について幾つか質問をしたいと思っておりますが、地方分権改革推進委員会の第三次勧告では、施設・公物設置管理基準の条例委任について、条例制定の基準を、従うべき基準、標準、参酌すべき基準に類型化し、それぞれの類型についてその設定が許容される場合を示しておるわけでございますけれども、しかし、第三次勧告で標準や参酌すべき基準までしか許容されない場合とされていたものについて、第一次、第二次見直しでは地方にとつて自由度がない従うべき基準を設定しているものが見られるわけです。

これらについて更なる見直しを行い、第三次勧告どおり、より地方の自由度の高い類型の条例制定基準にしていきたいと思います。

も、大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(新藤義孝君) 御指摘の部分につきましては、まず、この従うべき基準を国が設定する場合には真に必要な場合に限定すべきものと、このようになっております。そして、この従うべき基準となった法律というのはありますが、それは例えば児童福祉、老人福祉、就学前の子供に関する法律ですとか、そういったものでございます。

しかも、第一次、第二次勧告のときにも附則を付けていただいております。一括法の附則において、改正後の法律の施行状況を勘案して、その在り方について検討し、必要があれば必要な措置を講ずるべしと、こういう附則をいただいておりますから、それに沿って地方の声も聞きながらしっかりと検討してまいりたいと、このように思っております。

○二之湯智君 地方分権改革推進委員会第二次勧告では、義務付け・枠付けの見直しに際して、義務付け・枠付けの存置を許容するか否かのメルクマールを設けて見直し対象を一度洗い出すという手法を取られました。しかし、第二次勧告以降に制定された法律により、新たな義務付け・枠付けがなされていることが考えられるわけです。

そこで、第二次勧告以降に制定された法律による地方公共団体への義務付け・枠付けについての政府の把握状況をお伺いします。また、今後、もう一度、第二次勧告で行ったような見直しすべき義務付け・枠付けの洗い出しを行うことについて、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) この義務付け・枠付けの見直しを行う対象、一万条項チェックいたしましたので、そこから四千条項をピックアップしたわけですね。そこを順次切り分けていって、三次にわたるいろんな作業をやつてまいりましたわけでありまして、我々としては、この分権改革推進委員会の勧告にもございますが、国の規制は必要最小限にする、これを前提としての取組をやつてまいりました。

そして、今後の洗い出しにつきましては、まず

は今回のことで一段落付くわけでありますから、しかし、委員が御指摘のように、新たなそういった法律、規制などもございますから、そういったものも含めて総合的にまたしっかりと、まずは状況を踏まえ、そして有識者会議の議論もありま

に思うわけです。○副大臣(坂本哲志君) 今委員御指摘の地方自治法第二百六十三条の第三項の事前情報提供制度でござい

○二之湯智君 第二次勧告では、義務付け・枠付けの見直しを自治事務に限定をされたわけですね。そして、法定受託については除外をしてお

ちなみに、十八年度、十九年度は知事会への事前情報提供数が二十一件あるは二十四件であ

○副大臣(坂本哲志君) 法定受託事務、前の機関委任事務でござい

○二之湯智君 ここまでは国と地方との関係につ

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

そこで、今までの質問を受けて、私は、日本の地方議会は二元代表制という制度を取ってお

○二之湯智君 今この質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

先ほどいろんな、国土利用計画の中でも、いわゆる議会の議決を不要とすると、こうなりまし

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

ですから、今、地方議会と理事者の力関係からすると、なかなか地方議会の権能強化というの

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

ですから、今、地方議会と理事者の力関係からすると、なかなか地方議会の権能強化というの

し、これは不断の改革が必要であろうと、特に地方議会における政策立案能力の向上というものが重要だと思

○二之湯智君 私は、国と地方との関係において、地方六団体はそれしっかりとスクラムを組

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

あります。国会の場合はもう専任で政治活動を行います

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

○二之湯智君 今回のこの質問を作るについて、改めて国が地方を縛っている項目の多さに驚いた

も替えました。秘書も自分が決めました。だけど、これは非常に抵抗があるんです、抵抗があります。だから、そういうことで、今本場に地方議会は大変なんです。

そこで、地方議会に優秀な人を導入しようと思っても、今の地方議会の議員の処遇では、なかなか若い優秀な人に会社辞めて議員の選挙に出てくれと、こう言えないですね。

そこで、地方議会の年金がなくなってもうこれ二、三年たちます。大問題ですよ、本場に。私も今無年金ですね。私が雇っている私設秘書でもちゃんと年金付けてあるわけですよ。雇っている本人が無年金で雇われている人が年金付いているというのは、これは全く矛盾しているんですが、大臣、地方議会議員の年金制度についてどのように思われますか。

○国務大臣(新藤義孝君) 今のような、まさにやっぱり現場を御承知の、またいろんな経験をされている先生からの御意見というのは貴重だと思います。また、そういう意見をどんどん出していきながら、これは地方議会の制度の問題でありますから、まず地方の中でしっかりとした議論が必要だと思いますし、国としても、国会議員の年金もなくなりました。地方議員の年金もなくなりました。こういった問題について、これはもう議員の身分、また根幹にかかわることありますから、是非それぞれの政党における活発な議論というのが重要ではないかと。その際には二之湯先生がリーダーシップを取っていただくことが重要ではないかなと、このように期待をしております。

○二之湯智君 パートの従業員でも厚生年金に加入させようかと、こういう動きの中で、国会議員として、あるいは地方議会議員として一生懸命全体の奉仕者として頑張っておられる方が非常に身分が不安定だということでは私はいけないと、このように思うんですね。

例えば、私も国会来て初めて知りました。同僚の議員にあなたは結婚しているのかと言ったら、自分が国会議員に出たいと言ったときに奥さんが

逃げて帰ったと、三人のかわいい子供を連れて逃げて帰ったと、こういうような悲劇があるわけなんです。これはやはり、もう議員というのは非常に不安定な職業だと、もうこんな人と一緒にいては人生が台無しだと、このようなことを思うんですね。だから、是非ともこういう身分の保障については真剣に考えていただきたい。

さらにまた、地方議会の機能強化については、もちろん地方議員が考えなきゃならぬことは第一でありますけれども、総務省としても、地方議会の機能強化のために、いろんなまた懸念の事項がありますけれども、これを十分に考えていただきたいと、こういうことを要望して、私も早く終わります。

ありがとうございます。

○木庭健太郎君 えらく早まって、質問時間が本来午後が午前中に巡ってまいりました。

本法律案でございますが、義務付け・枠付けの見直しにかかわる一括法の第三弾でございます。

そこで、まず冒頭、既に施行されている第一次、第二次一括法について、地方からはどのような評価を得ているかをまずお伺いしたいし、特に一次、二次一括法の施行から一年たちました。これまで国が決めていた基準に代わって、地域の実情を踏まえて地方が決定した基準の適用が始まっているわけでございまして、今後、こういう新しい基準の適用がどのように地方自治体のサービス向上に寄与したかについて検証を行ってみたいという。先ほどはどんなふうに効率化できたかというふうなお話もありましたが、是非、地方自治体のサービス向上、つまり、利用する側のサービス向上にどうつながっているかという面に着目もしていただいて検証を行っていただきたいし、義務付け・枠付けの見直しの効果を具体的に示すことが、まさにこのことをやった意味があると思っておるんですが、まずこのことを大臣からお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(新藤義孝君) 御指摘のとおりだと思います。

そして、今回の一次、二次の一括法を踏まえまして、例えば地方公共団体におきましては、奈良でございしますが、公営住宅の入居の対象範囲を未就学児童がいる世帯から中学生以下の児童がいる世帯に拡大することができました。それから、岐阜県においては歩道の幅員を原則二メートル以上と、このようになっておりましたが、地域の実情に合わせまして一・五メートルまでに縮小を可能とすると、そういった中で歩道整備が促進されることになりました。また、長崎においては道路の勾配が最大一二％までとなっておりましたが、それを一七％まで、急傾斜地における道路整備、まあこれは町の特性だと思いますが。そういったことを踏まえて、自らの実情に、地域の実情に応じた特色ある条例制定などが進んできているんじゃないかと、このように思っています。

その上で、今御指摘のように、こういうふうないろんなことができるようになるんですよ、そして、自分たちの工夫次第なんですということを、やはり成功事例や実践の事例をきちんととまめて、そして皆さんに知っていただくこと、国民の皆さんにこれを分かっているように努力が必要だと。今私もそれをどのようにすればより効率良くできるか、改革の成果をいかに国民に伝えるかということも、これも地方分権の有識者会議の中の検討項目の一つにさせていただきまして作業中というところでございます。

○木庭健太郎君 是非、ですから、その検証作業、先ほどもちよっとおっしゃってございましたが、いろんな点をきちんととめた形でまたその成果を国会にも報告していただきたいし、さらには実際の地方自治体にもきちんとそういうものを連絡もしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 御提言の趣旨も踏まえまして前向きに対応してまいりたいと、このように考えます。

定基準を国が定めるということにしているものもございします。ただ、その一次、二次の一括法の際に、この条例制定基準の制定というのが遅かったという声もかなり上がったようでございます。

(委員長退席、理事山本順三君着席)

そこで、一次、二次の一括法の場合、この条例制定基準の制定というのがなぜ遅れていたのかということについて事務局からお伺いをしたいし、この条例制定基準、早期に制定するように内閣府から各省庁へ何らかの働きかけは行っていたのかどうか伺っておきたいと思えます。

○政府参考人(新井豊君) 御指摘のとおりでございます。第一次、第二次一括法に係る条例制定基準につきましては、実際の制定が遅かったというものは確かにございました。

内閣府といたしましては、第一次、第二次の一括法の成立を見越しまして、地方公共団体が円滑な準備を進める期間を確保することができるよう、第二次一括法案が国会に提出された平成二十三年の四月の段階で、関係各省に對しまして条例制定基準となります政省令について公布後三月以内に制定するよう要請を行ったところであります。各省においてこれによって責任を持って対応していただけるものと考えていたというところでございます。

○木庭健太郎君 是非、今回この三次一括法案でさるわけでございまして、これ自治体が地域の実情に即した基準を制定するためには、まず自治体の関係部署の問題もありますが、議会とも十分な審議やつたりしなければいけない、パブリックコメントなど住民の意見も反映する機会を確保するために時間も要する。そういった意味では、この条例制定基準が遅れてしまうと、なかなかこういった時間確保できなかったり、いろんな問題が起きやすいものですから、是非大臣にお願いしておきたいのは、今後、義務付け・枠付けの見直しに伴って国が条例制定基準を制定する際には、地方がきちんと条例制定に向けた検討を行う時間を十分に取れるように、様々な御配慮もいただいた

上で各府県に対しても働きかけをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 御指摘のとおりだと思います。したがって、今回も法案の閣議決定、四月十二日に行いましたが、その際にも、関係閣僚に対して、条例制定に必要な情報の地方公共団体への速やかな提供、そして移譲事務についての確実な周知、助言、それから相談への適切な対応への支援をしてくれと、こういうことで政省令の早期制定を要請をさせていただきました。

今後関係府省と連携をして、そして地方公共団体の準備をしっかりと私どもとしても支援してまいりたいと、このように考えています。

○木庭健太郎君 よろしくお願いをしておきたいと思ひます。

〔理事山本順三君退席、委員長着席〕

この義務付け・枠付けの見直しによって、市町村に事務の基準の制定が委ねられるものについては同一都道府県でも市町村によって基準が異なるということがあり得るわけですね。そういうことが住民の混乱を招いたり不公平感が生じたり、そんな事例がこれまであったのかどうかというのをこれも事務局に伺っておきたいし、また、この住民の混乱、不公平感に配慮して市町村間で協議や調整をしたというような事例があったのかについて伺っておきたいと思ひます。

○政府参考人(新井豊君) 委員御指摘の住民に混乱を招いたりした事例、こういったもの、あるいは市町村間で協議や調整を行った事例について、私どもの方では承知しておりません。

各地方公共団体が地域の実情に応じた特色のある条例の制定を進める中で、近隣の市町村や都道府県の条例を参考にしたり、情報交換をしているということがあるものと考えておるところでございます。

いずれにせよ、住民に対する行政サービスの向上を図る上で必要な自治体間の連携等が図られるよう、適宜必要な情報提供等に努めてまいりたいと思ひます。

と思ひます。

○木庭健太郎君 掌握していないということ、それで終わっちゃうわけでございます。ただ、でも実際こういうことが行われて、どんなことがあっているのかということについては、やはりどういう現状なのかということについては調査する必要があるんじゃないですか、適時利用しながらやっているというだけじゃなくて、別に指導性を持つとは言いませんが、そういった掌握ぐらいした方がいいんじゃないですかね。

○政府参考人(新井豊君) ちよつと御趣旨を踏まえまして、今回の一括法の制定のこともございまして、どういう状況調査ができるのかということとを検討してまいりたいと思ひます。

○木庭健太郎君 一つ具体的に伺っておきたいんですが、今回の法案では、地方独立行政法人について、公務員型の特定地方独立行政法人から非公務員型の一般地方独立行政法人へと、この移行が定款の変更によって行われるようになるわけですね。このことによりまして、地方自治体や住民にとつてどのようなメリットがあるのかを伺っておきたいんです。また、もし御存じなら、この特定地方独立行政法人から一般独立行政法人へ移行を希望しているものは現在どのくらいあるのか、把握していらっしゃるでしょうかと思ひます。

○政府参考人(望月達史君) いわゆる公務員型であります特定地方独立行政法人につきましては、中立性、公正性を特に確保する必要から、役職員に地方公務員の身分が付与され、服務や勤務条件等に関して国や地方自治体の職員と同様の規律に服するとされております。今回の改正によりまして、この公務員型からいわゆる非公務員型と言われているとおり、一般地方独立行政法人に移行することが可能になります。

この非公務員型の地方独立行政法人でございしますが、民間企業と同様の労働関係法規の適用を受けることとなる結果、例えば、より柔軟な人事給与制度の構築が可能となり、あるいは高い能力や

専門性を持った人材の確保がより可能になる、あるいは職員の勤務意欲の一層の向上などといった、行政サービスの提供を一層効率的かつ効果的に実施できるようになることが期待されます。

なお、非公務員型であります一般地方独立行政法人への移行を検討している法人でございしますが、提言等の形で公にされているものといったしましては大阪府立病院機構の例を承知しております。

○木庭健太郎君 何か住民にとつては本当メリットあるんですかね、これ。人材の確保の面とかいふようなことを先ほどおっしゃいましたが、効率化の問題とか。ただ非公務員型に変えるだけで、受け取る側の住民、サービスを、何かメリット起きますかね。

○政府参考人(望月達史君) お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、非公務員型になることによりまして様々な可能性が出てくるというふうには存じます。こういったことを具体的に定款の変更を通じて議会の議決でありますとか認可を経るわけでございますが、長の方で案を作りまして議会の御議論を十分にいただく中で、そういった点が具体的に明らかになるものと存じます。

○木庭健太郎君 是非見守らせていただきたいと思ひます。

また、この定款変更が可能となった理由についてちよつとお伺いしたい。

地方独立行政法人で、特定地方独立行政法人と一般地方独立行政法人の別にかかわる定款変更ができないと、こんなふうになっていきますね。これは、地方独立行政法人の設立時に特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめるという趣旨であったというふうにお聞きはしております。

この立法時の考え方と、その特定地方独立行政法人と一般独立行政法人の別にかかわるこの定款変更を可能とする今回の法制をどのように整理しているのかをちよつと伺っておきたいと思ひます。

す。

○政府参考人(望月達史君) 御指摘のように、制定当時におきます考え方でございしますが、公務員型と非公務員型の別は、設立時に設立団体によりまして慎重に検討されるだろうということから、設立後の移行手続、公務員型から非公務員型あるいは非公務員型から公務員型、いずれにいたしましても、手続につきましては設ける特段の必要はないという整理がされておりました。また、そういった仕組みにすることによりまして、より一層慎重に検討されるだろうということと整理されたものと存じております。

ただし、現行法の制定から約十年が経過しようといまして、この間に、国の独立行政法人でございしますが、多数の法人が公務員型から非公務員型に移行したという実績がございいたします。また、公務員型として地方の方で法人を設立いたしました後、その後の社会経済情勢の変化によりまして非公務員型の法人に移行させることが適当と考える団体が現れてきております。また、そういった要望もございいたします。

したがって、こういった団体あるいは社会情勢等の変化を考えますと、今回のような法律改正をいたしまして選択肢を広げることは適当というふうにお考えしております。

○木庭健太郎君 先ほども二之湯先生からもちよつと御指摘があつておつたんですが、地方分権改革推進委員会の第二次勧告で、今回、この義務付け・枠付けの見直しの対象は自治事務になったと。法定受託事務については、先ほどこれは坂本副大臣から御説明がありました、これは、法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものであり、国、都道府県、市町村が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができると法律で規定されているから、見直しの対象から除外しているという先ほど御説明をさせていただきました。しかし、自治事務にしたって法定受託事務にし

たつて、自治体の事務であることは、これはもうどちらについてもその法律の範囲内で条例を制定できるということとは変わりがないわけであつて、また、法定受託事務であつても、その目的を達成するために必要最小限度の義務付け・枠付けでなければならぬというふうに思ふんです。

そこでお聞きしておきたいのは、法定受託事務にかかわる義務付け・枠付けについて、それが本来本当に必要な最小限度のものかというその観点から、しっかりと一回ちよつとこの見直しに着手すべきではないかと。この法定受託事務だけこれは関係ないんだみたいなことにしてしまうのはいかがなものかと思ふんですが、この点についての見解を、先ほど坂本副大臣御答弁されてましたんで、坂本副大臣からお伺いしておきます。

○副大臣(坂本哲志君) なぜ自治事務のみかということは、今、先ほどお答えしたとおりでございます。このために、今後、網羅的に見直しを行うことは今のところ考えておりません。しかし、勧告を踏まえまして、各府省は、今委員おっしゃいましたように、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けとするよう努めるというところが二十四年の十一月、閣議決定されております。

そういうことで、なお、義務付け・枠付けに関する個別の事項の見直しにつきましては、今後、地方の声を踏まえ、対象を整理した上で更に検討を続けてまいりたいと思つております。

○木庭健太郎君 最後に、大臣に今後の見直しについてお伺いしておきたいと思ひます。

今回の第四次見直しで、第二次勧告で見直しの対象とされたものについて一応一通り検討を終えたこととされております。ただ、第二次勧告で対象とされなかった事項もありますし、第二次勧告後に制定された法律にかかわる事項の中にもやっぱり見直すべきものはありますし、今後もこの義務付け・枠付けの見直し、これは検討をやつぱり常時進める必要性はあると考えます。

そこで、今後、この義務付け・枠付けの見直し

についてどのような体制でどのような進め方をしていくのか、大臣からお伺いして、私は質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) 今回のことで、一つの区切りという意味におきましては、長い間の作業で、たくさんの方の努力があり、これまでの努力があつたわけでありまして、ですから、それを、まずその成果を上げていく、またその成果を国民にきちんと知つていただく、こういうこともやらなければいけないと思ひます。

その上で、やはり国会の先生方からの御意見というのもあると思ひます。そして、地方分権有識者会議などのそういった専門家からの御意見もあると思ひます。また、実際に運用していく地方自治体の声も出てくると思ひます。

こういうことも踏まえながら、我々とすれば、それに対してしっかりと対応してまいりたいと、このように考えております。

○木庭健太郎君 終わります。

○委員長(松あきら君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開会

○委員長(松あきら君) ただいまから総務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、有村治子さんが委員を辞任され、その補欠として熊谷大君が選任されました。

○委員長(松あきら君) 休憩前に引き続き、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○寺田典城君 みんなの党の寺田でございます。よろしくお願ひします。

先ほど自民党の、之湯議員さんが、地方の議長

は権限がないとおつしやいましたけれども、権威もありまふし権限もありますし、私の経験では国会よりも地方の議長さんの方が権限があるんじゃないかと、よく教育的な指導も受けたりのしてござりまして、その辺は隣の金子議員とよく話し合つてみていただきたいなと、そのように思ひます。

それと、民主の樽井議員から独立行政法人と特区法の話出ました。地方独立行政法人というのは、これは非常にいい法律だなと、率直にそう思ひます。非公務員型、これ合理化もできますし、率直に言つて国際教養大学は全国で一番先の、何というんですか、独立行政法人化なんです。それを国と一生懸命打合せして、こういう地方の独立行政法人化の法律を作つてくださいますと、そういうことで進めてあるという大学もできましたし、それから病院機構なんかも、よく県関係なんかは進んでいきますけれども、まだ市町村になると独立行政法人化が進んでいないところが多くありますんで、ひとつ何かのインセンティブを大臣から与えていただきたいなと、率直に、それが地方の活性化につながるんじゃないかと、サービスにもつながるんじゃないのかなと、特に非公務員型が有効じゃないのかなと、そう思つております。

それと、特区法なんですけど、この特区法は、私は特区法を作るんだつたら権限を移譲した方が、いいんじゃないのかと。もう煩雑で面倒くさいし、これももう時間的なロスですね。それこそ一番顕著な例としては、震災復興特区法なんか誰も申し込んでないです、三県で。ですから、自治行政局でも調べていただきたいんですけど、特区法がどの程度、何というんですか、有効的であるかという、申込みのその申請の数をやっぱり調べてみた方がいいんじゃないのかと、率直にそのことを申し添えさせていただきますと思ひます。

それと、質問に入りますが、総務大臣に質問通告はしてないんですけど、先ほど新聞見ておりましたら、経財諮問会議が今日開かれる予定のようです。この前の新聞等にもありましたけれども、日経新聞だったと思ひますが、諮問会議の中で地方

財政改革を議論されているわけですね。その中で、あれは二〇〇九年、二十一年ですね、リーマン・ショック以降、麻生内閣のときですが、景気対策として平成二十一年度予算で地方交付税が別枠加算一兆円、されているわけでありまして。現在もそれ続いています。それ、大臣、どのように思ひますか。一分以内で答えてください。

○国務大臣(新藤義孝君) どのように思ひますかという以前に、ですから、一体その、その部分の何をポイントにお尋ねになつておられるのか、もう少し教えていただきたいんですけれども。

○寺田典城君 分かりました。

それが今後とも継続していくのかいかなのか、その特別加算ですね、一兆円のこと。

それと、日本の国は九百九十一兆円借金がありますというところで出ていました。私は、地方行政を担つてきた中で、珍しい知事ですから、地方交付税を減らした方がいということ、知事時代もよく知事会の麻生会長といつても、何というか、摩擦を起こしておつたあれなんですけど、それで、やはりこれだけの借金が付いたのは地方だつて責任あるよと、そういうことなんです。

だから、二つ聞きたいんです。これから財政再生するには、ある面では社会保障費、もう一つは公共事業、もう一つは地方交付税です、大きいのが。この三つだ。この前、麻生さんにも予算委員会でも聞きましたけど、総務大臣として、それを、これからの交付税の在り方をどう考えているか、この一兆円の枠をどう考えているか、短くお答えください。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、今日これから夕方ございしますが、私はその中で、地方財源の総額を確保する、これは極めて重要だということは申し上げようと思つております。一方で、特例の加算につきましては、これは必然性があつて行つたわけでありまして、ですから、その必然性があるかないかということをやつぱり議論しなきゃならぬだろうと。そのまますんなり今までがあるからそのまま続けていけばいいということではないと思

いますが、しかし全体の情勢を勘案しなければならぬということでございます。

それから、地方交付税の在り方については、これは、地域の経済を活性化させて、そして我が国経済が成長していく中で、交付税というのはこれは削減することが出来るわけでありまして、ですから、第一にやらなければいけないのは経済の成長と地域の活性化、その中で、やはり不況の歳出見直しを行った上で必要なものは削っていくと、こういう枠組みになるのではないかと思います。

○寺田典城君 私から申し入れたのは、平成の十六年ですか、麻生さんが総務大臣のときですね、二十三兆円あった地方交付税が二十一兆円も、一二％削減された、あれはやりみちだと聞かれています。ですから、大臣、ひとつやりみちにならないように、前もってこのことだけはルールとして地方自治体に申入れしていただきたいのと、削減する場合はですね、そのことだけ申し添えさせていただきたいと思っております。

それで、本旨に入りますけれども、地方自治の本旨ということなんですが、先ほども大臣から出ていました、地域の元氣創造とか地方の自立だとか、それから国と地方はパートナーであるとか、これは、大臣が一月からの国会答弁の中で、それこそ最高では地方の自立と一回も言っていない、調べてみたらそうなんです。そういう地方自治の本旨というのは大臣はどのように感じられているか、ひとつよろしく答えてください、簡単に。

○国務大臣(新藤義孝君) 寺田委員の場合は短い答弁が大好きでというか、求められておりますので、その線です。思いますが、基本は団体自治と住民自治です。そして、その心というのは、その地域の個性を生かし、その地域の人たちが自ら決定し、そして独自の運営ができるような、そういうものを達成すること、それが国家において、国において、それぞれの地方が生き生きと動いていくことができる、それが地方自治の本旨ではないかと思っております。

○寺田典城君 私は、大臣がよくおっしゃいます、国と地方とパートナーとか、まあ地方分権とかよく言われています。私は、国会とか霞が関は地方が自立するためのサポーターになるべきだと、徹するべきだと思うんです。それが私は地方自治の発展と自立につながるかと。

私は、知事時代は、県庁の役割は何であるかというところ、市町村が自立するためのサポーターであるということ、平成十六年に、町村合併の前の年に中核市並みの権限移譲を条例を変えて進めたこともありますし、それが分権にもつながると思えますから、ひとつそういう考えで進めていただきたいなと思っております。

私は、この第三次一括法案は賛成でございますが、現行の地方公務員制度について、何というんですか、義務付け・枠付けという観点からはや見直す余地はたくさんあると思うんですが、どのように公務員部長お考えになっているか。私、前の公務員部長、七回委員会で質問しました、高齢者部分休業、必要としない法律をなぜ作るんですかということ。これは、活用されない法律はもう社会悪じゃないかという話までしてやっておりまして。今後の見通しとか、それについて公務員部長からお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(三輪和夫君) お答えを申し上げます。

これまで総務省といたしましては、地方分権の進展に対応いたしました地方公務員制度の見直しを図ってきたところでございます。例えば、平成二十年の十二月、地方分権改革推進委員会の第二次勧告がなされましたが、それを受けて、平成二十三年の四月、第一次の一括法で見直しを行いました。その他の事項を平成十九年と二十四年に見直しを図る改正案を国会に提出をいたしました。また、廃案となったところでございます。

さらに、勧告対象外の条項につきましても、これまで本委員会での委員の御指摘も踏まえ、また、総務省といたしまして、地方公共団体の自由度を高めると、そういう方向で改めて検討し、

修学部分休業及び高齢者部分休業制度の見直しを行うこととし、この見直しを含む旧の第三次一括法案が昨年三月に国会に提出されたわけでありまして、けれども、これも廃案となったところでございます。

今般、改めまして、現時点で見直すことが適当なものということで、修学部分休業及び高齢者部分休業の期間の上限を条例委任する改正案を、この度の第三次一括法案の中で御提案をさせていただいておるところでございます。

総務省といたしましては、引き続き地方公共団体の現場を始めとする様々な御意見を伺いながら、不断の見直しを図ってまいりたいと、このように考えております。

○寺田典城君 今、義務付け・枠付け等々のあれの中で、一万以上の条項があるということですね。その他は幾らあるかというのは、今回の高齢者部分休業はその他の枠に入っていて、見直しになったわけなんです。

それで、これもその一万条項の中の、一万五千七条の枠付けの中に入っていないんですが、この前にもお聞きしているんですが、非常勤職員に対する手当の問題です。私は、地方公務員は約三百万、二百七十万とか八十万というふうになんていいますが、約五十万の方が臨時、非正規というんですが、非常勤職員として働いているわけなんです。もう恐らく五十万以上確実にいるでしょう。この人方をなくして地方行政を維持できるかという、維持できないんです。

この人方の状況については、ある意味では官製のワーキングプアと言われているような状況で、私は、このことについてこの縛りを外してくれというところで進めてまいりました。非常勤の例えば職員に期末手当支給することの是非だとか、地方公務員と国家公務員の間に間違いなく法律の違いがあるわけなんです。そのことをやはり今変えていかなきゃならないところとなってきたと思うんです。

今、アベノミクスでは賃金上げると。上げると

いうその行政体の中が一番遅れているということ、自分が、国の縛りもあるし、これは決してそのま、何というんですか、の状況に置くということ、非常に社会的にも私は非難されることだと思います。ひとつその辺を大臣から思い切った御答弁をいただきたいなと思っております。

○国務大臣(新藤義孝君) 寺田委員がこの件についてはずっと御主張されていて、私も聞いております。それから、いろんな委員の御質問を聞いていて、ああなるほど、きちんとそういった処遇の改善を図ってあげたいんだと、こういう思いがあるということも理解をさせていただいておりまして。また、それは市長や知事という、現地で本当に重い責任を持たれてお仕事をされてきた、その発言は重く受け止めたと思っております。

そして、その上で、法律によって規定をされているわけでありまして、それを実態をとらえて必要なやはり改善は、できることはやらなきゃいけないだろうと思っております。まだそこまでに、具体的な作業に入るに至りませんが、まず委員の心情は私もきちんと受け止めたと思っております。

今、二百七十七万人の地方公務員、そして非正規が六十万人であります。ですから、こういう方たちを、どのように誇りを持って仕事をしていただけたら、そしてそれは、生活していただけたかなきゃなりませんから、こういったものも踏まえて必要な検討は行わなければいけないだろうと、このように思います。

○寺田典城君 地方自治法で要するに一律に手当が禁止されています。これは地方自治の本旨に反すると思うんです。

それで、非常勤職員に対して手当に相当する給与を支給できること、その詳細は条例をもって定めることを地方自治法上に明記すべきだと考えています。時間掛けていいことじゃ、アベノミクスだって今進めていかなければ、第三の矢として、これは是非内閣としては取り組んでいただきたい。それをやると恐らく自民党の票も増えると思っておりますので、ひとつ頑張ってください。

と思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 委員の御提案のことは、実は当初できていたんですよ、御存じだと思ひますが。戦後、一時期可能でした。そして、それによって現場が大混乱したということによって昭和三十一年に法改正があり、今般の制度になつてゐるわけでありまして、そういったものも踏まえながら、今、目の前のいろんな改善をすべきこともありますが、やはり国としては、全体の大きな流れを見越した上で必要な改善とそれから検討は行つていかなければいけないと、こういうことだと思ひます。

○寺田典城君 問題起きるから、過去にあったからでは私は物は進まないと思ふんです。日本の閉塞感つてそこにあると思ふんです。

ですから、そして、総務省に言ひますと、任期付短期期間勤務だったらいかがなのかなんで、できないことを言ふんですよ。役所というのはできないことを言うのが係なのか、仕事なのかとよく思ふんですが、三輪公務員部長、ひとつ、公務員部というのは固過ぎると思ふので、少し柔らかくしてください。柔らかくなるということを宣誓、宣言してください。ひとつよろしく。

○政府参考人(三輪和夫君) 様々な委員の御指摘、そしてまた実際に現場で公務員制度を運用していただいておりますそれぞれの地方公共団体の御意見、こういったものを十分踏まえまして、しっかりとした地方公務員制度の在り方というものを引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

○寺田典城君 どうも、時間延長して済みませんでした。ありがとうございました。

○主濱了君 生活の党の主張であります。早速質問に入らせていただきます。

いわゆる三次一括法案は、地方公共団体の自主性、それから自立性を確保して事務の軽減、効率化を図るものと、こういうふうに見させていたいただきました。こういう中で、ただ一点だけお伺いをいたしたいと思ひます。それは第二条関係、道

路交通法の一部改正の部分であります。これは国家公安委員会に通報の義務を課す内容ということで、改正の内容になっております。今回、第三次一括法案の中で改正することとなった経緯、これについて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) 少しこれはきちんと御説明しなきゃならないのでお聞きいただきたいと思ふんですが、まず現行の道路交通法百七条の六、これは、都道府県公安委員会は国際運転免許を所持する者に対して運転を禁止したとき、これは要するに違反ですね、免許です、そういったようなことが起きたときに、その者の情報や処分内容を国家公安委員会に報告しなければならぬとされているわけでありまして、そして、この国際運転免許等を所持する者に対する運転の禁止処分は、国内の運転免許取得の欠格事由に該当するというところにおいて、ここがポイントです。現状において、報告を受けた国家公安委員会は都道府県公安委員会の間で情報共有を行つてゐるということなんでしょう。これは本来、必ず連絡しなければいけないことでありながら、現状においては法律ではなくて情報共有という形で心掛けられてゐるわけなんです。

したがって、今回、この義務付け・枠付けの見直し、特にこの報告義務の見直しというものを検討するときに、実態が情報共有してゐると、そしてそれはもう必ず通報してもらわなきゃ困るわけでありまして、こういったものにしましては、これは法律で規定をしたということでありまして、規制を強化したのではなくて手続を明確化したと、このように御理解いただければよろしいのではないかとと思ひます。

○主濱了君 よく分かりました。ただ、私が言いたかったのは、逆に、地方公共団体の義務付け・枠付けを外すという方向に、全体がそういう立て付けになっているにもかかわらず、今回のその部分については国の機関に義務を課したと、これはなぜだろうか、こういう疑問でございましたので、大きく見ればそういうことだということふうに理

解をいたしました。

さて、総務省は統計局を所管をしております。施策を講ずるに当たつて統計を活用するということはもう極めて大事で、不可欠なことであると私は思つております。消費税の増税に関して、若干統計面から質問をさせていただきます。

まず第一点目ですが、二十年デフレあるのは二十年経済成長なしと、こういうふうに言われてゐるわけですが、この統計から見ても、デフレあるいは経済成長の状況をどのように感じているか。具体的には、GDPは消費税が五%に引き上げられた平成九年の五百二十一兆円をピークにして、平成二十三年は四百七十三兆と、四十八兆円ダウン、九%ダウン、こういう状況になっておりますが、この辺いかがでしょうか。

○政府参考人(須江雅彦君) 先生、日ごろ公的統計について御理解、御支援いただいております誠にありがとうございます。

GDPの動きそのものにつきましては私どもとして直接申し上げる立場にはございませんが、総務省所管統計の調査結果に即して申し上げますと、例えば消費者物価指数の対前年比で見ますと、平成十一年以降は、エネルギー要因などで一時的に上昇している年を除きまして、おおむね緩やかな下落傾向にあるというふうに認識しております。

○主濱了君 いずれ、後でまたもう一回確認はさせていただきますが、現在が極めて一番低い状況であるというのとは間違いありませんか。ここだけお願いをしたいと思ひます。

○政府参考人(杉原茂君) 名目GDPをまず見ますと、先生御指摘のとおり、一九九七年度、五百二十一兆円でございますけれども、これをピークに長期的に低迷をいたしております。二〇一二年度につきましては、今日ちょっと統計が出ましたけれども、四百七十五兆円まで下がつておるという状況でございます。あと、デフレにつきましても、これまでというか、現在まで十年以上デフレが続いているというところでございます。

実質GDPにつきましては、九〇年代、日本経済バブル崩壊ということで実質GDPは伸び悩んだということでございますが、二〇〇〇年代に入りまして、二〇〇二年から二〇〇七年まで緩やかながら景気回復ということがございました。その間、実質GDPは増加をしたわけなんですけれども、その一方で、デフレ状況は継続し、名目GDPは伸び悩んでいるという、そういう状況でございます。

○主濱了君 家計調査の中心を成します実収入と可処分所得について、ここ二十年間の概要を御覧になつてどのように感じられてゐるのか、見てみると、こういうことでございまして。

具体的には、特に二人以上の世帯のうち勤労世帯の可処分所得は、GDPと同様に、消費税が五%に引き上げられた平成九年、これをピークにして、このときが大体四十九万七千円余りなんですけれども、二十三年は四十二万九千円余り、こういうふうな七万六千円の実減はダウンスリと、この平成元年です、二十五年前、平成元年の可処分所得、四十二万一千円をもう下回る状況になつてゐると、こういうことですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(須江雅彦君) 先生御指摘のとおり、家計調査の結果から可処分所得を見た場合に、平成九年の四十九万七千三百六十六円をピークに減少傾向にございまして、昨年、平成二十四年には四十二万五千五百円となっております。

ただ、この十数年間の間に、例えば世帯の平均人員も若干減少しておりますし、また物価も下落しているなど、社会経済情勢も変化しております。こうしたことで、世帯の支出を押し下げるようにも変化しているということかと思ひます。したがって、調査結果を評価するに当たつては、このようなことも含めて様々な要因を総合的に考慮する必要があるというふうに思つております。

○主濱了君 現在、名目GDPにしろ、それから可処分所得にしろ、ここ二十年間で最低の水準に

なっているわけなんです。一方、消費税の増税は来年四月から実施されることに現在のところはなっていると、こういうことであります。

いわゆる消費税増税法の附則十八条三項では、施行前に経済状況の好転について種々の経済指標を確認し、施行の停止を含め所要の措置を講ずると、こういうふうな規定しているわけでありまうけれども、経済状況の好転については、先ほどちよつと内閣府の方からお話ありましたけれども、対前期比とか、それから対前期比であるとか、そういう見方、そういう見方のみならず、私はやっぱり、極端に言いますと、そのピーク時である平成九年の水準に戻って初めて景気は回復したと、こう言っているのではないかと、そこに至って初めて元に戻ったと、こう考えるべきではないだろうか、こういうふうな思っております。

端的に言いますと、実績でもって、例えば五百二十一兆、今の四百七十兆弱、そういうふうな実績でもってしっかりと見ていく、あるいは、一つの指標でもってずっと継続して見ていく。前期比何%増だから、これで年間どれくらい上がったことになる、そういうふうな見方ではなくて、ずっと継続して、今という状況にあるんだというところを見ていくべきである、こういうふうな思っておりますけれども、統計所管の省として御所見を伺いたいと思います。

○副大臣(坂本哲志君) 御指摘のとおり、家計調査の可処分所得につきましては、今言われましたように、平成九年をピークに減少傾向にありまして、消費者物価指数については、平成十一年以降、おおむね緩やかな下落傾向にあります。しかし、一方、本日発表されましたGDPでは、昨年の十月から十二月、そして一月から三月と、二期連続のプラスとなっております。

政府といたしましては、消費税率の引上げに当たりましては、引上げの半年前に、本年秋でございませうけれども、税制技術改革法附則第十八条のつとめて、名目及び実質の経済成長率等、種々の経済指標を確認し、経済状況を総合的に勘案し

て判断するものと認識をいたしております。公的統計の中核的役割を担います総務省といたしましては、引き続き正確な統計の作成に努めてまいりたいと思っております。

○主査了君 GDP、可処分所得はとにかく最低の水準にあるわけでございます。ここ二十年間で最低の水準にあるわけでございます。それを見るに当たっては、是非とも実績あるいは一定年度を基準とした指数ですと見るように、そういうふうな検討をしていただきたい、こういうことでございます。

また、この件については、今日は大臣ではなくていろいろ数字をお聞きしたので、じつくりと時間を取って大臣の御見解をお伺いしたいなというふうな思っております。

次、東日本大震災からの復興、事業用地の確保について若干お伺いをしたいわけでございます。

復興事業の遅れの原因の一つに、事業用地の確保が難しいことが挙げられております。土地の権利者が所在不明の場合、不在者財産管理制度とか、それから復興特区法上の不動産登記法の筆界特定制度の特例、あるいは土地への立入り、こういったような様々な制度があるわけですが、これも、権利取得には多くの問題がある、だから手続的にも難しいと、こういう状況になっているわけでございます。

それで、ついでには市町村長に財産価値の保全義務をまず課すということ、そしてその上で、使用許可、市町村長に使用許可あるいは処分権限を付与すること、こういうことをしたらいいのではないかなというふうな思っておりますが、御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(上田健君) 御答弁申し上げます。復興事業の加速化を図っていく上で、所有者不明土地を含めまして、用地取得の円滑化は重要だということでは先生御指摘のとおりでございます。このために、復興大臣の下にタスクフォース設けまして、二度にわたりまして具体的な加速化措置を取りまとめ公表しております。

要するに、調査に人手が大変掛かりますので、こういうものについては補償コンサルタントに外注を促進するための仕組み、それから土地収用、これにつきましては、期間を短縮するために事務手続の簡素化、審査の迅速化を図る、それから、たまたま出ました財産管理人制度、これにつきましても円滑な活用を図るために、弁護士などのなり手の確保、裁判所の窓口の明確化、体制の強化、こういうものを図っております。現在、釜石の防潮堤事業の用地取得、これをモデルケースにいたしまして、こういう制度を、どういう隘路があるのかということも含めて取り組んで動かし、いるところでございます。

さて、先生今御指摘の、これは立法措置の話になるかと思うんですが、処分権限等を市町村自身に与えてはどうかという、これは岩手県及び岩手県沿岸の市町村長からも御陳情いただいているという、御提言いただいていることでございまして、私も検討はしております。

一つは、市町村長は事業をするために土地を早く取得したいという立場でございます。一方で、個人の財産権ということでございますので、その保護の観点からやはり様々な問題点があると。それから、土地収用とか財産管理人制度を使えるわけでございますが、それぞれ、土地収用でござい

ますと事業認定とか裁判とか第三者がきちっと公益とか保証金とか判断するシステム、それから民法の財産管理人制度も第三者が代理人になって家庭裁判所が許可するという、そういうかなり丁寧な手続を設けておりますので、市町村長にそういう権限を一元化していくということにつきましては、タスクフォースの中で法務省の民事局長も入っていただいて、根本大臣の下で議論はしておりますけれども、かなり慎重な、個人の財産権の問題も絡みますので、検討が必要でございまして、ハードルがかなり高いのかなというふうな今のところは考えておるところでございます。

○委員長(松あきら君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、江田五月君が委員を辞任され、その補欠として石橋通宏君が選任されました。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

今日は、学童保育の設置運営基準について質問したいと思います。

学童保育というのは、共働き、一人親家庭の小学生の放課後などの生活と遊びの場を保障し、それを通して親が働き続けることを保障する、なくてはならないものであります。厚労省の調査でも、全国で二万一千か所、八十五万人の子供たちが利用をしております。放課後や土曜日、学校休業日を合計しますと、学校にいる時間よりも長い時間を学童保育で過ごしていることになります。潜在的なものも含めると五十万人の待機児童がいるとされております。

学童の子供の一日の様子をちょっと紹介しますと、学校の授業が終わるとランドセルを背負って、たまたま学童保育に帰ってくる、親に代わって指導員がお帰りを迎える。学校であつた嫌なこと、けんかしたこと、うれしかったこと、友達のことなどを親に話すようにぶつけてくる。

小学校一年生から現在六年生まで利用するようになっておまして、様々な成長段階の子供たちが放課後の生活を過ごしているわけでありまして。毎日の遊びや宿題、おやつ、それから塾通いする子もいます。学校の夏休みには合宿やキャンプ、卒業の時期には集大成の出し物など、季節ごとのイベントを自分たちでつくる。それを通じて、学年の下の子供たちは年上の子供たちを格好い目標にしていくなど、学年の違う子供たちが指導員や保護者などのかかわりの中で成長、発達していく大切な場所、それが学童だと思っております。その中で保護者同士の子育て交流が深まるというのも一つの役割だと思っております。

新藤大臣に伺いますが、学童保育は市町村の公的サービスとして大切な業務だと思いますが、大臣の御認識、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは大変重要な施設であると、そしてまた、この学童の、放課後児童クラブをこれを運営する、そういう熱心な人たちがいて、それによって支えられているものだ、このように考えています。

○山下芳生君 そういう重要な役割を果たしている学童なんです、長い間、法律上の根拠も基準もありませんでした。全国の保護者などの粘り強い運動で、ようやく一九九七年に放課後児童健全育成事業として児童福祉法に法制化され、法的根拠を持つようになりました。

その後、設置運営基準を求める声も大きくなる中で、厚労省は二〇〇七年十月に、放課後児童クラブガイドラインを定めました。そして、昨年、児童福祉法の改定で、学童保育について初めて国が従うべき基準と参酌基準を作ることになったわけです。これは今、作られようとしているわけですね。実施主体である市町村は、この国の基準に基づいて、あるいは踏まえて、設置運営基準を条例でこれから定めることになるわけです。

今回、従うべき基準になったのは指導員の配置基準のみであります。私たちは、面積基準ですとか安全面での配慮規定など、ほかにもきっちり最低基準を設けて公的な責任、国の責任を明らかにするべきだと考えてはありますが、しかし、今までなかった法的根拠を持った従うべき基準が定められるということは学童保育にとっては一歩前進だと思っております。だからこそ、いい基準にしてほしい、学童保育が拡充される内容となるようにしてほしいという声が関係者から出されていると思うんですね。

そこで、今日は厚生労働副大臣に来ていただいておりますが、どういう心構えでこの基準作りになるのか。私は、改定された児童福祉法第三十四条八で、こうある。「その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準

を確保するものでなければならぬ」。要するに、子供たちの発達のために必要な水準を確保するものである。それに加えて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、これ省令だと思えますけれども、この中に、厚生労働大臣は設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする、このあります。要するに、基準というのは、社会の発展に応じて、やはり子供たちにより良いものを提供する観点から常に向上させる必要がある、こういう観点でこれまでの基準を更にこの際引き上げていく、底上げしていく、そういう構えで国の基準作りになる必要があると思いますが、厚労副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(秋葉賢也君) 山下委員から御指摘もいただきましたとおり、子ども・子育て三法によりまして児童福祉法が改正をされまして、放課後児童クラブの設備や運営につきましては、国が政令で定める基準を踏まえて市町村が条例を定めることとされたわけでございます。

法律に根拠を置いたという点では一歩、二歩前進したというふうに私どももとらえているところでございまして、この基準の具体的な内容につきましては、今後、社会保障審議会児童部会を中心にしつかりと御議論をいただきたいと思います。この際には、この事業をより良いものにしていくためにも、様々な御意見や各種調査など、いろいろな陳情、調査の結果が出ております。こういったものを十分配慮しながら検討していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○山下芳生君 様々な調査を十分配慮してという御答弁でしたので、資料に様々な調査は載せております。

一枚目に表がありますけれども、従うべき基準とされている指導員の配置基準を見ますと、現在の厚労省のガイドラインはこの中身がないんですね、ありません。現在のガイドラインは集団の規模、児童のですね、これはおおむね四十人程度までとする、最大規模は七十人程度としておりま

す。ただ、実際には七十人を超える、例えば大阪でも九十人規模のマンモス学童というのも幾つもあります。こういうことで、集団の規模はあるんですが、指導員の配置基準は書かれていません。そこで、いろんな研究調査がやられておりまして、例えばその右隣、全国学童保育連絡協議会の提言には、指導員の配置基準として、開設中は常時複数とする、児童数二十人までは指導員三人以上を配置し、二十一人から三十人までは四人以上を配置すると基準を示しております。それから、その右隣、国民生活センター、何で国民生活センターがこういう調査するのかといいますと、残念ながら、学童でいろいろ事故も起こったんですね。事故のないようにということで調査をして、安全に関する調査報告を提言されておりますが、ここでは指導員の配置基準は具体的に書かれておりませんが、報告の中で、子供の安全対策、危機管理は現場で対応する指導員の対応によるところが大きいとし、指導員の過少配置や専門資格や研修の欠如が子供の安全に大きな影響を与える

と分析し、この資料にあるように、安全、安心に責任を持つ職員として、専任で常勤の指導員が常時複数配置されることが必要としております。いづれも、指導員は常時複数配置が必要だというのが提言に共通した中身になっております。

保育所など他の児童福祉施設では、保育士のほかに嘱託医とか、お医者さんとか調理員とか看護師、そういう方が配置されておりますけれども、学童保育は指導員だけで全てをこなすわけですので、障害を持っている子供さんはいらっしゃれば、病気になるって病院に連れていかなければならない場合もあると、家庭へのサポートも要る子供さん多いと。何かあったときのことを考えると、やはり三人は欲しいというのが現場からの声でありました。

放課後の生活の場、遊びの場として、児童の発達が保障され、安全、安心が保障されるにふさわしい基準を作るためには、この学保連とか国民生活センターの提言も踏まえた指導員配置基準に

することが必要だと思います。向上をこの機会にやはりするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(秋葉賢也君) 問題意識は、山下委員と同様の問題意識を持っているわけでございまして、先ほども申し上げましたとおり、今後、社会保障審議会の児童部会を中心にしつかり御議論いただくといいふうに思っております。

放課後の児童指導員は、子供の基本的な生活習慣の習得に向けた援助など、また、先ほど御指摘もありましたとおり、放課後をそこで大半を過ごすという子供たちもおりますことから、やはり留守家庭の子供の健全な育成を支援する上で大変重要な役割を担っているというふうに認識しているわけでございまして、先ほども申し上げましたとおり、子ども三法を踏まえた改正の趣旨を十分生かして、この放課後児童クラブに従事する者について、資格や員数に関する基準を定めることとしていっていただいております。

○山下芳生君 二枚目に、厚労省のガイドラインの抜粋として、指導員の役割について載せてあります。

非常に多岐にわたって、しかも深いこれは仕事が行われていると思います。子供の人権の尊重と子供の個人差への配慮ですとか、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うことですとか、児童虐待の早期発見に努めなども求められているわけですね。かなり専門性が求められる仕事だと思えます。そういう役割を発揮してこそ、子供たちにすばらしい影響を与えることができる。

あるお母さんからいただいた手紙を少し紹介したいと思います。ちよつと長いですが、読み上げます。

一年生の十一月、待ちに待った学童への入所が決まりました。障害があるので保留となり、半年間利用できませんでした。学童に入ってから、一年生から六年生までの異年齢集団の中で息子はいろんな経験をし、いろんな人とかかわり、身をもって物事を学び、発達

のと理解しておりますけれども、今回の改正の中で、特に被災地の復興に資するものというのがありますでしょうか。もしありましたら教えてください。

○政府参考人（新井豊君） 今回の見直し、四次見直しと申しますが、これをいたしたときに

は、地方分権改革推進委員会の第二次勧告で見直すべきとされた事項のうち、これまで見直しの対象とならなかった事項、それからこれまで検討したものを見直しに至らなかった事項、また地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項、これらも全て検討の対象といたしまして、地方からの提案を受けて取りまとめたものでございます。

ただし、見直し項目の中で復興に資するものという観点では項目を取りまとめていないので、ちょっとお答えすることはできないというところでございます。

○亀井亜紀子君 今日では農林水産省においでいただいているので、復興関係で一つ質問させていただきます。

参議院のＯＤＡ特別委員会では東北を視察いたしました。宮城県の東松島市に行きました。そのときに、東松島市として環境未来都市構想を提案を

しておいて、これを実現するときに農地転用の規制に引つかかるという陳情が委員会に対してございました。

どういうことかといいますと、田んぼがあり、その田んぼに柱を立てるんですね。地域の間伐材を使いたいと説明しておられましたが、柱を立てて、その上に木で枠組みを造り、その上に太陽光

パネルを載つける。つまり、稲作は行つ、農地として使うけれども、その上、二段目は太陽光発電を行いたい。さらに、その田んぼの上に屋根ができれば、外敵から身を守るのでアイガモ農法もできるだろうと。ですから、一石三鳥のような計画なのですが、農地転用に引っかかってしまう、

この規制が何とかならないかということでしたけれども、農水省として対応されましたでしょう。

か。

○副大臣(加治屋義人君) 亀井先生、実際に現地を見てのお尋ねでございます。

近年、農地に、お話しのとおり、支柱を立てて、その支柱の上に太陽パネルを載せて、営農と両立させながら発電を行うというタイプの設備が非常に技術が開発をされておりまして、実用段階となつてきております。このようなケースについて、農地法に基づく一時転用許可を行うことができることとして、本年三月の三十一日に通知をしたところでございます。

今回の通知の運用によつて営農と発電の双方が適切に行われるように、しっかりと運用してまいりたいと考えております。

○亀井亜紀子君 大変良かったと思います。視察をして、非常に良い計画だと党派を超えて感じましたので、是非実現をさせてあげたいと思ひました。ありがとうございます。

それでは、次の質問ですが、今回の細い法改正について、それが行われたときにどのように変わるのか余りイメージがでなかったもので、幾つか取り上げて伺いたいと思ひます。

漁業法の一部改正について伺います。

この委員の内訳をええるということですが、国においても、例えば公益代表委員は含まれなくなるでと、内訳をなくすということとはどのようなことになっていくのでしょうか。委員選考の透明性というのはどう担保されるのでしょうか。

○副大臣(加治屋義人君) 今回の改正は、義務付け・枠付けの見直しの趣旨を踏まえて、地域の実情に応じた行政の推進と効率化を促していくために、海区漁業調整委員会、御指摘の委員会でございますが、知事選任委員六人について、学識経験者四名、公益代表二名とされておりましたけれども、それぞれの内訳を廃止して、知事が地域の実情に合わせて選任することを可能としたところでございます。

亀井先生御懸念の点につきましては、一つには、今回の改正後は学識経験者及び公益代表の中

から六名を選任すると規定している条文中、それぞれの内訳が廃止されても公益代表から最低一名は選任される必要がございます。二つ目には、委員選任の際、知事が特に留意すべき点について水産庁長官から通知を出しておりまして、透明性も確保されることから、特段の問題は生じないのではないかと考えているところでございます。

○亀井亜紀子君 では、もう一つ、農水省関連でお伺ひいたします。

農業振興地域の整備に関する法律並びに農業経営基盤強化促進法についても一部改正がありますけれども、この改正の理由を教えてくださいたいと思ひます。

また、この改正をした場合に、例えばその農用地区域内における開発行為の許可に係る申請書を市町村長が受理した際に、都道府県知事に対してその意見を添付しなくてよいということになるわけですので、その影響ですとか、あるいは今回の改正によつて農用地利用規程の認定、この公告の義務を廃止することでその地域において農用地利用の改善事業が今までよりも例えば早くできるでと、そのようなメリットがあるのでしょうか。

○副大臣(加治屋義人君) 農振地域の整備に関する法律に基づいて、農用地内での開発行為を行うとする場合には、関係市町村を経由して都道府県知事の許可を受けることとされております。その際、市町村は申請書に意見を付さなければならぬとされておりました。

今回の改正は、義務付け・枠付けの見直しの趣旨を踏まえて、地域の実情に応じた行政の推進と効率化を促していくため、申請書に意見を付すかどうかは市町村の任意としたものでござい

ます。御懸念の点につきましては、本改正後においても、市町村長としては、意見がある場合には都道府県知事に対して言うことができることから、特

段の問題は生じないと考えております。

○亀井亜紀子君 それでは、次に、文科省にお尋

ねしたいと思ひます。やはり義務付け・枠付けの見直しに関する懸念でございます。

私立学校の審議会委員について、その定数の枠付け、今は十人以上二十人未満ですが、という枠がありますけれども、これを廃止する理由はなぜでしょうか。例えば、その十人以上という枠がなくなるといふことは三人でもよいということなのではないでしょうか。今までこの十人以上二十人までという枠の中で教育関係の何とが団体から何名、何とか団体から何名というように委員が決められていたようなので、それと、恣意的にどこかの団体が排除されるでと、その委員選考における透明性というのはいかに確保されるのでしょうか。

○政府参考人(小松親次郎君) 私立学校審議会でございますけれども、これまでの制度では、その委員の定数につきましては十人以上二十人以上以内という範囲で定めることになっておりました。この範囲内でございまして、学校数やそれから審議会の運営の便宜、その他地域の状況を考慮して適当な規模で都道府県が適宜定めるといふふう

になっていただいております。今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるということのために、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえて、委員定数の枠付けを廃止するというのが趣旨であるといふふうに理解をいたしております。

したがいまして、私立学校審議会は、都道府県知事の私立学校に対する行政の適正を期するという観点から置かれる審議会でございます。具体的には、所轄庁が私立学校に係る設置廃止の認可や閉鎖命令等を行う場合にあらかじめその意見を聞くという機能を持っております。こうした点につきましては、今の改正の趣旨からいまして

て、変更が行われないということになっております。したがいまして、地域の自主性及び自立性を高める中で、御指摘の委員の定数、それから委員の選考の透明性についても、従来からの私立学校審

議会の権限や役割を踏まえて公正な審議ができるように、各都道府県において責任を持って適切に判断いただくという仕組みになっているというふう

に考えております。こういう形で、法令に基づく責任ある形を都道府県が取っていただくという仕組みというふう

に理解をしております。

○亀井亜紀子君 では、次に、高齢者の医療費適正化についてお伺ひをいたします。

この医療費の適正化というのはそもそもどのような趣旨で行われているのでしょうか。この適正化の基準というのはいかに確保されるのでしょうか。

また、今回の改正で、この都道府県医療費適正化計画の進捗状況について、その評価について公表義務をなくす、努力義務化することによって、都道府県間の格差について国はどのように関与をするのか、しないのか、その点についてお伺ひをいたします。

○政府参考人(神田裕二君) 先生今御質問になられました医療費適正化計画は、増え続ける医療費の伸びを適正化して医療保険制度の持続可能性を維持するために、国、都道府県において策定するといふふうになっております。

都道府県は、医療費適正化計画におきまして、これは義務ではございませんけれども、任意の記載事項としていたしまして、健康の保持を推進する目標として、生活習慣病の予防のために特定健診、保健指導の実施率ですとか、メタボリックシンドロームの該当者、予備群の減少率、それから医療の効率的な提供の推進に関する目標として平均在院日数の短縮、こういったことにつきまして目標を立てまして、取組をしていただくということになってございます。

具体的な目標の立て方につきましては、国は、計画作成上の重要な技術的な事項について助言をするということになってございます。例えば、医療費を適正化するという前提として、医療費の見直しを立てましたり、平均在院日数の目標を立て方について、その方法を参考にお示しをしており

ます。

例えば、医療費の見通しを立てる場合には、都道府県の将来の高齢化や人口の多寡が反映され、また都道府県別の将来人口推計を用いるとか、あるいは、平均在院日数の目標を立てるに当たりましては、例えば、高齢化が進んでいて療養病床が多いような都道府県では、それぞれの都道府県の現在の病床数等と利用率を用いて推計をするということとを技術的に指示をさせていただいていくところでございます。

あくまでも、都道府県はこうしたものを参考にしながら自らの判断で目標を定めて取組を進めるということになってございます。したがって、現時点で、地域の実情というものは適切に反映されることになるものというふうに考えております。

○亀井亜紀子君 都道府県によって高齢化率がかなり違いますので、その格差には十分配慮をしていただいて、一時的に、例えば入院日数が長いのでこの県はもう少し適正化しないかというようなことにならないようにお願いしたいと思っています。最後、それでは広域連合についてお伺いいたします。

都道府県知事が広域連合を設けるべきと勧告をしたときの総務大臣に対する報告の規定の削除ですけれども、この場合の広域認定といいますが、その県内での広域認定であるのか、それともその県を越えての広域であるのか、例えば、防災に関してはこの範囲で緊急医療に関しましては、この範囲でというようなイメージであるのか、現行制度はどのようなイメージになっているのか、教えていただけますか。

○大臣政務官(北村茂男君) お答えいたします。既存の設置されている広域連合については、県単位のもの、あるいは県境をまたぐものというふうに分けられるわけでありまして、現在、県境を越えて設置されている広域連合は関西広域連合のみでございます。

もう御案内だと思いますが、関西広域連合は七つの府県、四つの政令市で構成されております。

て、広域防災や広域観光、文化振興等の事務を実施しているものと理解をいたしております。

○亀井亜紀子君 関西広域連合は念頭にありまして、山陰というのには鳥根、鳥取なんですけど、その鳥取は関西の方に入っております。山陰のところは真ん中で割れております。そういうことも頭にあつて質問をさせていただきます。ありがとうございます。時間ですので終わりにいたします。ありがとうございます。

○又市征治君 社民党の又市です。

今回で三度目の分権一括法ということでありますが、政府が義務付け・枠付けを外して、分権はするけれども、移管に必要な財源が自治体に保障されないために、一部の自治体では公共の医療や介護や保育あるいは障害福祉などが縮小したり、あるいは住民サービスが低下をし、過疎化する実態が起きてきましたし、また起きる懸念が今後ともあるということでもあろうかと思っています。

ですから、二〇一一年の四月と八月、この一括法の審議の中でこの総務委員会は附帯決議を付けて、権限移譲に伴う財政措置や、自治体の施設や公共物の設置管理の水準が低下しないようにということとを求めてきました。今日も後ほど附帯決議、予定をされておりますが、その財政措置の問題などを入れております。

政府はこれにどういうふうにかたえてこられたのか、まずこの点から伺います。

○国務大臣(新藤義孝君) 今御指摘ありましたように、権限移譲に伴う的確な財政措置、こういったことが附帯決議等で求められております。したがって、その事務の移譲を受けた市町村に對しまして、地方交付税や国庫補助金による所要の財源措置を行っているということでございます。

○又市征治君 そのことを踏まえて今回の法案に入りますが、この分権一括法案により地方独立行政法が大きく変わります。条文の半分以上が改正又は新設されるわけですね、これ。自治体の公的責任、公共サービスを営利企業に委託をしたり、住民に責任を負わない民営事業に変えた後に値上げ

やサービスの縮小、低下あるいは撤退、人命にかかわる事故などというものも起こっていることは御承知のとおりであります。公務を独法化したことでも同じ懸念があるわけでありまして。

そこで二つお聞きをいたしますが、現在までに設立された地方独法は幾つあつて、公務員から独法に身分を移された職員の数と同時に、移管されずに職を離れた職員というのはいくつ程度いるのか、これがまず第一問。二つ目に、現行法では特定独法から一般独法への移行はできないことになっております。これは当然、業務の公共性、継続性、職、身分の公務員制を担保するということが、これだろと思うんですが、この点は確認をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(望月達史君) お答えいたします。

地方独立行政法人でございますが、平成二十五年四月一日現在で、全国に現在百十一の法人がございます。御質問のように、御指摘のございました設立に際しまして地方自治体から法人に身分を移管された職員、あるいは移管されずに職を離れた職員、こういった集計は私どもでいたしてございませぬが、現在設立されております百十一の法人の役職員について見ますと、地方自治体で退職いたしました法人に勤務している者は一万七千七百二十九人となっております。

次に、現行法では、特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行の手続はないわけでございますが、これは制度の制定時、約十年前でございますが、この時点におきましては、特定地方独立行政法人、いわゆる公務員型、それから一般地方独立行政法人、いわゆる非公務員型の別は、設立時に設立団体によりまして慎重に選択されるだろうと、そういうことから設立後の移行手続を設ける特段の必要はないと考え、このように整理されたものと承知をしております。

○又市征治君 元来、独法は公務部門を切り分けて公共サービスの新たな担い手として設立したはずなわけですね。ですから、病院や大学などは地域に安定的に存続し続けてこそ意義があるという

ことでありまして、そういう意味で独法にしたはずです。だから、この解散の条文は、前からありますけれども、一度も事例がないというのはそういうことだと思ふんですね。

今回は、合併による消滅を新設することになっていくわけですが、これは当該の公共サービスをなくすためのものか、いや、そうじゃないのか、この改正によって公共サービスの縮小あるいは職員の首切りになってはならぬわけでありまして、この改正の意図を明確にさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) 今回のこの手続につきましては、これは公共サービスの提供をなくすとか低下させるということではございません。そうではなくて、この行政サービスの提供を一層効率的かつ効果的に実施するために法人を合併することが適当な場合に、その行政サービスを中断させることなく円滑にこれを実施できるようにその必要の手続を設けたものであると、このように考えております。

○又市征治君 さて、そこで、時間がありませんから、少し本当は聞きたかったんですが、次に職員の身分の問題について伺っていきます。

公務員だったのに独法になり、さらに特定独法から一般独法への移行となれば、この職員の身分を非公務員型へと一層不安定になることは必定なわけですね。改正案の第六十七条の二では、特定独法の職員である者は、別に辞令を発せられない限り変更後の一般独法の職員となるわけですが、この移行の際に、本人の承諾しない異動なり、あるいは分限免職で独法職員としての身分を奪うことではないだろうかと思ひますが、そのことをまず確認したいと思ふんです。

また、万解散の場合、さっきの話、解散をする場合、もう当然元の自治体に戻すんだらうと思ふんですが、この点お答えいただきたいと思ひますが、一般地方独立行政法人、いわゆる非公務

員型への移行に際しましては、職員の身分取扱いに関する規定を設けまして、特定地方独立行政法人、いわゆる公務員型の職員であった者は、別に辞令を発せられなくなり、一般地方独立行政法人の職員として引き続き身分を有すると、保有するということとを明記しております。別に辞令を発せられる場合とは、例えば元の地方自治体に戻るための辞令といったことが考えられると思います。

なお、一般地方独立行政法人への移行に際しましては、職員の雇用、労働条件といったことは大変重要な事項と考えます。それぞれの法人と労働組合の間で十分に協議が行われまして、職員の雇用や労働条件につきまして配慮がなされるものと承知しております。

また、解散する場合でございますが、解散の場合といたしましては、法人の業務を地方自治体が自ら行うと、再度行うといったことが判断された場合などが考えられます。こういった場合、解散の対応は様々であらうかと存じますが、法人の職員の身分取扱いは、義的に定められるものではないと思いますが、職員の雇用の安定を確保することとは大変重要でございまして、それぞれの法人や設立団体におきまして適切に対応すべきものと考えます。

○又市征治君 あなた、今答弁の中で、それぞれの職員組合等々とおっしゃったが、ないところがあるんだよね、当然のこととして。そういうところもあるんだから、これは何か労働組合がそこにあれば交渉すれば何でもいというふうな、そこは見越してしまおうと大変なことになるので、やはりそういうことのないように、どうやってここを法的に、あるいは行政指導などでも縛っていくかということが大事なので、そうしないとまるで、方的に切られていくことは起こり得るわけだから、是非その点はしっかりと受け止めておいてもらいたい、このように思います。

そこで、次に厚生労働省関係をお聞きをいたしますが、この一括法案の第二十六条で出している今回の介護保険法改正には、厚生労働省令による

基準の遵守が伴っているのが新たな分権は実質的に少ないようだけれども、改正部分の外で大きな危惧が叫ばれている、こういうものがありま。その一つは、要支援を介護保険財政の枠から外してしまえ、こういう意見が審議会の一部から出ていると言われるわけであって、現在の要介護七階級別の受給者は何人おられるのか、また、制度創設以来、全階級で増えていきますけれども、要支援はどうなっているのか、この点、まずお答えいただきたいと思っています。

○政府参考人(原勝則君) お答え申し上げます。平成二十四年四月末における要介護度の認定者数でございますけれども、要介護度が約六十一万人、要介護度が約六十七万人、要介護度が約七十二万人、要介護度が約九十五万人、要介護度が約九十七万人、要支援度が約七十一万人、要支援度が約六十九万人となっております。また、制度創設時からの比較でございますけれども、全体としては、平成二十四年四月末から平成二十四年四月末にかけては約二百十八万人から約五百三十三万人に増加をしております。

一方、要支援度でございますけれども、平成十七年の法律改正で区分の見直しを行っておりますので、ちょっと単純に制度当初と比較が困難でございますが、その改正の経過期間が過ぎた平成十九年四月末、これと平成二十四年四月末を比較いたしますと、約百五万人から約百四十万人の三四％の増加ということになっておりまして、他の区分と比較しますと伸びは大きくなっております。

○又市征治君 今お答えあったように、要支援一と二で約百四十万人。この人たち、予備軍をより重い介護状態にしないために要支援サービスを開始したわけですね。ところが、実は要支援の中に、行政の締め付けで、実際には要介護からランクを落とされた人もいるわけですよ、これ。それも御承知だろうと思う。その要支援者を介護保険から追い出せというのはいくらでもない話で、高齢者だまし討ちみたいなもので、こういうことだと思ふんですよ。そんなことにならないのかど

うか。こここのところはというふうにお考えなのか。

それからもう一つ、厚生労働省は特養の個室化推進をおっしゃるんだが、自治体は金がないから無理だといって四人部屋などを一生懸命増設している、こういう実態が今、今日起こっているわけでしょう。これ、もう分権だから仕方がないということではいけるのかどうか。これ、厚労省、こういうふうな処遇をむしろ改悪していく格好になってしまふ、こういうことに対してどうしようとしているのか。その点を二つ併せてしっかりとお答えいただきたいと思う。

○政府参考人(原勝則君) まず、要支援者に対する給付の問題でございますけれども、社会保障と税の一体改革におきまして、介護保険料の増加を抑制するため、給付の重点化、効率化が求められていることから、軽度者に対する介護給付の見直しについても検討事項の一つとなっております。現在行われている議論は、要支援者に対して介護保険の給付を単に切るということではなく、市町村が介護保険の財源を使つた地域支援事業というのがございまして、この事業を実施することがによりまして、配食や見守りといったインフォーマルなサービスや民間サービス等の地域の資源も十分に活用しながら、要支援の認定にまで至らない方々も含めて一体的に市町村が軽度者に対して介護予防や自立支援を効率的、効果的にやっていってはどうかと、こういう議論でございます。いずれにしても、地域の受皿の整備などの課題がございまして、幅広い議論が必要であると考えております。

厚生労働省といたしましては、今後、社会保障制度改革国民会議の議論や社会保障審議会介護保険部会の議論を踏まえながら検討をしてまいりたいと考えております。

それからもう一点、特養の個室化の問題でございますけれども、御指摘のとおり、特別養護老人ホームの居室定員につきましては、第一次地方分権一括法によりまして、地域の実情に応じた条例

において異なる基準を定めることができることとされ、自治体の判断で多床室の整備もできるようになっております。

厚生労働省といたしましては個室ユニット型特養の整備を推進しているところではございますが、個室ユニットは多床室と比べて利用者負担が高く、低所得者が利用しにくいといった指摘もございまして、また、多床室を整備する場合であっても、入居者のプライバシーの確保について一層の配慮、工夫が求められていると考えております。今後の特養の整備に当たりましては、このような様々な御意見があると思いますので、それらの御意見をよく聞いて対応してまいりたいと考えております。

○又市征治君 基準、水準を落とすのでは、これは分権の値打ちは全くないんですよ、これは。二年前の第二次分権一括法に際して、保育の基準である園児一人当たりの面積であるとか従業員数、あるいはこれを分権化で低下をさせるな、この委員会でさんざん議論したんですね。結果として、厳密に従うべき基準として維持されることにこれはなった。厚労省もそういうふうに対応した。

しかし、保育の要求はますます増えて、一方で質が保証された認可保育所を追求する運動が広がっているわけです。しかし他方では、劣悪な条件の民営ビジネスや、あるいは東京都が国基準から下げた認証保育所などが併存している、こういう状況があるんですが、厚生労働省だけではなくて全ての府省が、分権を是非国民の豊かな暮らしの方向に結び付けてもらいたい、このことを強く申し上げて終わりたいと思います。

○片山虎之助君 それでは、質問を始めます。本大臣に大臣を始め関係の皆さん、これは今度は第四次だそうなんですけど、御苦勞さまでした。私は、この義務付け・枠付けというのは大変地味な仕事だけれども、これは地方団体にとっては、ある意味ではもう非常にがんじがらめになっている

ので有り難い仕事なんです。地味で細かいから、それは大変だったと思いますけど、よく来ましたよ。これは、義務付け・枠付けは一万以上あるんです。そのうち取りあえず見直しというものは四千七十六かな。今回、この四次まで入れて九百七十五ですよ。そうすると、四分の一のよ。残りの四分の三はいんですか。見直しの対象にしておいて、皆さん検討して、理屈はあちこちから付いてくるから、結局落とし込んでよ。いかがでございますか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、御案内のように、一万五千七条項の中から順次やってまいりました。また、そのときに慎重な議論があつて、そして性質上義務付けを残すべきもの、それは国民の生命等への危険に対する保護ですとか、そういう国家としてこれはやはり持つていなきゃいかぬと、こういうものについての議論がなされた上でこれまで絞り込まれてきたわけでありました。

したがって、見直しをしようということになった、その見直しすべきとされた条項につきましては、第一次、第二次の見直しで七二%、これは実施いたしました。第三次見直しにおきまして八〇%、そして今回の第四次見直しにおいても七五%の見直しを実施するということで、おおむねまずはこの作業としての一段落はできたのではないかと。今後は、更にそれは地方の声や分権有識者会議ですとかいろいろ御意見はちようだいしてまいります。まず一つの作業としては今回区切りが設けられるのではないかと、このように考えています。

○片山虎之助君 なるほどね。大臣の言われるように、国民の生命、身体に関するものはある程度厳重にやるということじゃなきゃいけませんよ。しかし、国が何でやらないとかぬかという。地方のこと、その地域の実情を一番分かるのは地方自治体なんで、自治体に任せればいいんですよ。そういう癖がないのよ。自治体を信用してない。

それから、日本中同じ基準、画一の基準で縛る

ということとは間違いないですよ。鹿児島県と青森県と北海道は違うんだから。何で地方に任せませんか。地方を信用しない。画一基準にする。地方自治というものは、地方の自主性を生かす、それぞの特性を生かすことに意味があるので、違う方がいいいんですよ。画一は間違いないですよ。いかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君) いや、本当にいい御指摘をいただいたと思っています。私も全く同じ思いを持っています。

実は、今回の地方分権改革の有識者会議の中では、今の議論をまさにやっているんです。分権改革やりたい、そして移譲を受けたいと、しかし、それは全国に一律にしないでいいではないかと、その地域の実情に合った基準の規制緩和を考えて、それを受け入れたい自治体には適用すると、こういうフレキシブルというかファジーというか、そういう部分でもできないかという議論を今まさに始めているわけでありまして、いずれにしても、委員がおっしゃるように、その地域でもって決められる、その地域でもって責任を持つて運営していく、こういう形を私は追求してまいりたいと、それも考えております。

○片山虎之助君 もう典型的に言われるのは、道路の構造令やね。道路の規格、構造、傾斜、何で全国一緒でなきゃいけませんかね。保育所の入居基準、これもよく言われるでしょう、あるいは公営住宅のいろんな基準、そんな任せりゃいいに決まっています。ナショナルミニマムだけきつとやればいいんで、だから残りのあれももう一遍整理させて直す。これで一段落らしいけれども、私はそうやる必要があると思いますよ。

それから、大臣、大きいのが残っているんだからね。保育所なんかまだ全部あれしてないでしょう。あるいは、私は昔からそう思っているんだけれども、自分が大臣をやんなら、保健所の所長が医者でなきゃいかなんというの、これはもう古典になっているんです、どうかということ。まだ直らない。いや、本当ですよ。農地転用

だって、何か支障がありましたか、四ヘクタール以下は地方にやらせて。いかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、そういうことに關して専門部会を設けようと思つていますが、また實際設けます。それで、懸案になっていたものに關してなぜ進まないのか、それは、地方の御意見、それからそれに対する国の主張、これをそれぞれ専門の委員さんたちともう少し掘り込んだ議論をしようと思つています。その上で、最終的には国と地方と専門委員と三者が一つの場になつて、どうするんだと、こういうことを決めようじゃないかと。その上で、総理を長とする全閣僚がメンバーとなつております分権会議で意思決定をすると、決めたことには従つてもらうという形をつくろうと思つています。

ですから、今とにかくできることはまずやつていく、そして必要なことはスピーディーに成果を出す。ですから、できることはまず早くに整理します。その上で、今のよう大きな問題については、今後の地方自治というものも考えながらより深い議論をして、何らかの私は成果を出したいと、このように考えています。

○片山虎之助君 それで、もう一つこの問題で聞いておきたいのは、地方は喜んでますか、これだけ今度九百七十五全部でやったことについて。地方のあれは余り聞かなくてないんですよ。知事や市町村長、細かいから分らないのかな。いかがですか。何かあつたら言つてください、事務方でもいいです。

○国務大臣(新藤義孝君) 具体例というよりも、これはそもそもが御要望があつたものについてやっているわけですから、これは非常な評価があると思います。でも、やれるようになると当たり前になつてしまふから、それが、私先ほども申しましたけれども、一体全体この作業によつてどんな利便が発生したのか、また自治体の自治率が向上したのか、こういったことも検証して、皆さんに知つていただくような、そういう工夫も必要だというふうに思いますし、これは話合いの中

で進めてきたことでありますから、これは一定の評価を得ていると、このように考えています。

○片山虎之助君 是非それは、いろいろ大臣から言つてもらつと大分違つと、こういうふうには思います。

それからもう一つ、国と地方の協議の場というのを法制化したんですよ。私は、梶原という全国知事会の会長、岐阜の知事さんですけれども、相談がありました、大臣辞めた後だけれども、私は、法律を作つてもしょうがないと言つたんです。そのときの政権が地方自治を尊重して地方の言うことを真摯に聞くという態度があるかどうかで、法律にしたなら、根拠があつたら聞くというのではないよと言つたんだ。だから、実質的に機能する仕組みをつくりなさいということをお願いしたんだけれども、法律を作りた、法律を作りたい。

法律できましたよ。それで、今は年四回やることになつていようですけれども、ケースによるけれども、概して言えば、大変短い時間で機械的に意見の言いつ放しで、機能していますか、正直言つて。大臣は議長代理なんかでお出になつていられると思うけれども、機能してないでしょう。いかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは私は有効に生かそうというふうには思っています。法制化されたもので、それから、これは有効に生かさないやならないと。しかし、すべからず何かを決めることに全て国、地方の協議の場を使うのではなくて、これは大体総理が招集するものでありますし、参加の閣僚も多いということでありまして、ですから、きちんと公式な場で話合いをする、そういう場としてはこれは非常に重要だし、私は今後これは機能をしていかせなくちゃいけないと思つていますが、一方で、そうはいないながらも日常的に国と地方はやり取りしているわけでありまして、委員がおっしゃるように、実効力が上がるような、これは王夫は、国、地方の協議の場というよりも、話合いの場というのはいよいよ持つておかなきゃいか

ぬと、こういうことで、いろんなものを加味しながら総合的に国と地方の話し合いが進むように心掛けたいと、このように考えています。

○片山虎之助君 それで、この協議会というか、協議の場の状況というのか結果というのか、それは国会に報告することを義務付けられているんですよ。国会に報告したことあります。私はそれは報告してもらいたいと思う。国会、まあ総務委員会でも何でも、予算委員会でもいいんだけれども、報告をしてもらって、そのやり取りを国会で議論してもらおうという事は、私は地方自治にとってプラスだと私は思っているんです。まあいろんな意見あるかもしれないが、大臣、いかがですか。報告しているか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは詳しい委員としてはと思うんですが、第七条に報告することになっているんです。で、報告しているんです。議長である官房長官より衆参両院の議長あて文書でもって報告書を出し、しかも、その報告書の写しは国会職員により議員会館地下にある全議員の文書函に配付されていると、こういうことなんでごさいます。委員のところまで伝わってないのかもしれないが、私も含めて全部が受け取っているんですよ。

○片山虎之助君 だから、そういう役所みたいなことをやるから駄目なんです。文書函にほうり込めばいいって、みんなそうじゃないの、山のようにあるじゃない、みんな整理できませんよ。国会で大臣が報告すりゃいいんだ、本会議でも総務委員会でも。そういうことをやらないと駄目ですよ、そういう努力が。

そこで、一つ提案ですけども、地方公務員の給与を強引に引き下げましたよね。要請をしたという事になっているんだらうけれども、交付税をセツトにして。これは単年度なんですよ。あと年度をどうするかで、この協議会のこの協議の場で分科会でもつくって、ここで議論して、オープンに議論して、国会に報告してください。

よ、国会はそれをもう一遍チェックしますよ。いかがですか、地方公務員の給与カット。

○国務大臣(新藤義孝君) 来年度以降の公務員の給与の問題について、これは私、何度もお約束をしておりますが、これまで以上に地方の声を聞きながら国としても総合的な判断をしなければならぬということでありまして。

そして、この国と地方の協議の場、これも大事な場としてその話し合いもなされると思えます。しかし、それ以外に幾つもの場面をつくらなければならぬと思えますし、また、そのような既に御要請もいただいておりますから、そういう中でこれは国と地方がきちんと意思の疎通を図りながら、そして給与のことも、それも含めて来年度の地方財政に大きくかわることでありまして、これは検討を進めていきたいと、このように思っています。

国会についての関与につきましては、よくまた研究したいと、このように考えます。

○片山虎之助君 それで、時間がなくなつたんですが、いつもないんですけれども。

道州制というのは、この前もちよつと言いましたが、地方六団体の評判は悪いわね。全国知事会も何か今の与党中心に進めている案には反対で、全国知事会で独自のあれをまとめるという、七月か何かにね。それから、全国市長会は賛成かと思つたら、これは慎重論ですよ。どっちかというところと反対に近い。全国町村会は絶対反対ですよ。それじゃ推進力がないんで、今の政府・与党って、政府はまだ明らかにしていないけれども、与党の道州制、どうも物の考え方に私欠陥があるんじゃないかと思つていらっしゃるんですよ。

大きな都道府県をつくるんじゃないんですよ。合併の代わりに大きい単位のものをつくるんじゃない。地方制度の改革じゃないんですよ、国の制度を変えるんですよ。国、地方を通じる統治構造と、このちよつとやかましく言うところ、これを認めるんですよ、中央の省庁を解体するぐらいのつもりがないとこれからの道州制というのは意味がな

い。大きなものだけつくる、大型の府県をつくる、ちよつとお金やる、ちよつと権限やるんじゃないんですよ。今までの権限の在り方、国、地方のあれをひっくり返すんですよ。そういう発想がなければ、私はもうこれからの時代にふさわしくないと思っているんですが、大臣の御意見はいかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君) この道州制につきましては、国と地方の統治機能の強化、このためにやらなければいけないということでありまして。ですから、これは税の体系も変わると思えます。当然、中央省庁の在り方についてもこれは検討が加えられると、このように思いますが、そもそも地方自治に関する問題も変わってくるだろうと。ですから、今反対というよりも不安が多く、その意味においてはまだ議論が必要ではないのかなと、こういうことだと思えます。

ですから、道州制といながらいろんなイメージでいろんなお考えの方がいらっしゃるわけですね。ですから、更に国民的議論を深めるといことが大事であつて、またそのまず第一弾として与党において今基本法が検討されておりますから、そういったものを見据えながら、委員がおっしゃるように、これは深い議論をしていかなければ、十分な議論をしながら進めてまいりたいと、このように考えます。

○片山虎之助君 それで、それに絡んで地方出先機関の改革なんですよ。まだ前の政権の方がましだったわ。政権が替わってから音さがなくなつた。地方はみんな、どうしたんだらうと言つていますよ。それは反対ありますよ、中央の省庁の中でもね。市町村の中だつていろんな議論が私はあると思う。しかし、基本的な方向としては、それは出先機関の改革をやらなければいけません。広域関西連合の話がありましたけれども、ああいう受皿を育てていかないと道州制というのはこれは地に付かない。そういう意味で、地方出先機関の改革やつてく

ださいよ、法案できているんだから。大臣、いかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは私も頭の中に入っています。そして、何らかの方向性を出し、実行していかなくはないと思つています。

地方の分権改革を進める、これ今、政権が替わつていろんな目覚ましいことをやらせていただいていますけれども、まだ五か月です。ですから、私は、まずできることをスピーディーに成果を出していく、その中から懸案を一つ一つテーブルにのせて着実な実行をしていこうということ、地方分権の有識者会議、これについてこの中で議論を深めてまいります。

まず、そうはいないながら、何というんですか、ばつと、やるかやらないか、ゼロか一〇〇、そういうようなことではなくて、議論を深めた上で、決めた限りは後からこんなはずじゃなかったというようなことのないような形で着実な実行をしていこうと、このように思つています。

○片山虎之助君 一分過ぎましたので、やめます。

○森田高君 森田でございます。

質問に入る前に、新藤大臣にお礼と一つ提案とということ。

午前中の御答弁で、新藤大臣が北海道の旭川なり沖縄なりに赴かれた際には郵便局に行かれて現場の方と意見交換をされていらつしやるというふうなお話がありましたので、私も公務、政務で郵政事業とかかわった人間として大変有り難いと思つておりますし、是非続けていただきたいというふうに思つております。

感謝しつつ一つ申し上げるとすれば、窓口のフロント業務をされている方々と意見を交わすのも一つです。同時に、郵政事業の中の本当の縁の下で支えていらつしやる方々との意見交換というのもやっていただければ有り難いかなというふうに思います。つまり、例えば運送分野とか物流の部分、こういったのは、例えば、ポストを誰が開けて、開けたポストから郵便物等を誰が郵便

局の集配局に持つていくかということを考えていると、今は民営化されていますから、もう受注業者さんが開けて持つていたり、あるいは集配局から基幹網に乗せる。そして、大きい基幹網は直営の日本郵便輸送なんかのトラックが運転されているんですが、例えば北海道なんかですと、不採算地域だから郵便輸送そのものがやらずに民間の物流業者に投げている。それはいい悪いもなく、そういう実情なんです。

だけど、もうずっと民営化されてから値段も下がって下がつて、たたかれてたたかれて安い値段になっているんだけど、だけ郵便ポストのマークを付けて物流をするというこの民間事業者としての矜持ですね。それだけやっぱり信書を守るということは重いことで、そういうことをやっぱいろいろな津々浦々の方々の業者さん郵便というものの一翼を担ってやっていらっしゃる。ですから、連結に乗ってくる業者もあれば乗らないもう本当にバランスシートの外の業者もあって、でも、そういう人もオールジャパンで郵便を支えているというものもありますので、是非そういう業者さんとの意見交換なんかしてもらおうと、もつと赤裸々に今の郵便の実態というのは見えてくるかなというふうに思います。

何でこんなことを言うかといえ、昨今仄聞するに、官邸の方の規制緩和の会議などがされているというんですが、中にはかなりラジカルな意見をおっしゃる方もいると。つまり、信書なんていう定義は邪魔だからやめてしまえという話も聞かえてくるわけです。ただ、それは国連傘下の万国郵便連合を脱退すべきという話にはならぬと思います。でも、私も、ならぬと思いますが、しかし、信書の重さというのはいくらでも減らしていいから成り立っているというところ、そのことも総務大臣としては是非お含みおいて御指導いただければと思います。

そして、視察に行かれるというのは、何も地方だけではなくて、相手は嫌がると思いますが、虎

ノ門の本丸だつて、総務大臣が行かれるといろんなことが多分見えると思うんですよ。これは、二〇〇七年の十月に民営化ができてから、例えば刑事告発された案件なんかもありましたわね。かんの宿とか、あるいは、総務省自身がガバナス報告書出していますけれども、J P E X の問題とかバンクカードのトラブルとか、いろんな問題があつて、もう巨額の郵政グループがいろんな民間事業者にまさに食い物にされて、もうやっぱ三百兆円の金融資産を持つ会社が私有化されるという過程において非常にやっぱこれは情けないことも起きました。

表向き今鎮静化しておりますが、ならばこそ、じゃ、これから新規事業をやるに当たっての能力的な検証をするに当たっても、金融二社というもののに大臣自らが赴かれて、どういう出自の方々が、どういう箇所、どういうガバナンスやオペレーションで仕事をされているかというのを御覧になられれば何となく空気とか雰囲気というのは見えてくると思いますので、是非、本丸の虎ノ門にも視察に行かれるということ、特に金融子会社の視察を私はお勧めします、ということをご提案したいというふうに思います。

それで、橋政務官、どうもありがとうございます。地方の一括関連で質問させてもらいますが、郵政関係でも幾つか関連がありまして、その一部は実はこの前の委嘱審査で又市先生が質問された部分もありますので重複は避けたいと思いますが、法律でも地域性とか公共性というものが語られて、郵便局を核としたワンストップサービスというものが期待されて久しいわけでありまして、そういう中で、我々もその中でいろんなことをやっていただきたいなと、それで住民の利便性が向上すればいいと思つてやってきたんですが、いま一つまだばつとしていないんです。取扱いの郵便局もまだ六百、五百とかそういうレベルでいろんな事業をやっているにすぎないですし、扱いの件数、つまり新藤大臣がいつも言われるような業として成立するような次元にはまだ残念ながら

至っていないわけです。ですから、この辺りの今の現状分析とか、どうしたらもう少し良くなるだろうかとか、利便性と採算性のバランスが取れるかというところに関する展望とか御見解をいただければというふうに思います。

○大臣政務官(橋慶一郎君) お答えを申し上げます。

今、森田議員からお話がありましたように、昨年のこの郵政民営化法の改正によりまして、第七条の二の第二項という形で、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする」という条文が加わったわけでありまして。地方公共団体の証明書交付事務等のワンストップサービスということについて、郵政事業の、そしてまた二万四千局あるこのネットワークの公益性、地域性を発揮する取組として大変重要だというふうに認識をしているわけであり

ます。

しかし、また、今議員お話がございましたように、こういったサービスの提供が地域住民の利便性向上に資するものであるとともに、事業として成り立つという意味においては、当然そのコストがちゃんと賄われるとか、あるいはその体制でしっかりとそれが賄えるというような形で、いわゆる持続可能な形で行われなければならないという、こういうやっぱ縛りといえますか、そういう条件が付くものだと思います。

具体的には、日本郵便株式会社、いわゆる郵便事業会社と郵便局会社が一緒になったこの日本郵便株式会社において、この民営化法の改正の趣旨を踏まえながら、その経営判断の下で具体的な展開を図っていくことになるわけでありまして、地域住民の利便性の向上と収益性の確保と、この二つを両立させながら、地域のそれぞれのニーズに応じてこのサービスの提供を図っていくと、そういうことで具体的な行動をしていかなければならないものと思っております。

○森田高君 ありがとうございます。

それで、地公体の協力というのは本当に具体的に必要になってくると思うんです。私どもが政権をやらせてもらつていたときから法律が通つて地域性、公共性という眼目が置かれたので、市町村会とか都道府県知事会とか具体的に協議をして、どういう仕事だったか任してもらえたらどうか、それは地域ごとに、先ほど片山先生がおっしゃったように、北海道と沖縄は違つたらうし、地域ごとに会社と知事会なんかがよく話を詰めていって、落としてもらえるものは落としていって、それは市町村のためになるし、郵便局のためになるだらうと。もちろん、国民の利便性の向上になるわけですから、やらないといけないということ、ある程度具体的なタイムスケジュールなんかを考えながら地域との連携というもの、この図つていったわけですが、現状の進捗というものはどうなつていらつしやいますか。

○大臣政務官(橋慶一郎君) 日本郵便株式会社に

おきまして、昨年の九月以降、同社の発足を機に、郵便局長や支社の社員の方々が市町村長などを訪問されて、証明書交付事務等ができること、こういうことができてますよと、郵便局でできるんですというところについて改めて周知活動を行ったわけでありまして。昨年末までに、証明書交付事務を全く提供していない約一千五百八十の市町村にこういうことができてますよということで働きかけを行いました。そのうち約二百五十の市町村からは、ああ、こういうことができるんですねと、また考えておきますという形で導入への関心というものが寄せられております。具体的には、現在、これらの市町村のうち二つ、高知県の四万十町、それと長崎県の上天草市においてこの四月から取扱いを実施しております。四万十町の一局、上天草市の十一局におきまして、戸籍謄本等あるいは納税証明書等々の証明書交付ということとを始めておるわけでありまして。

今、まずそういうことができるということを理解していただくだけでも、これから市の行政、合併したところでは結構いろんな支所なども配置し

ております。こういったものが例えば業務を見直していくときに、では郵便局さんをお願いをしていくとか、こういうことのきつかけにもなると思っております。是非これからの粘り強く、あるいは継続的にこういった活動を進めながら、私どものできるサービスの拡充ということを図るために、地方公共団体等とよく連携をしていきたいと、このように考えております。

○森田高君 是非今後ともよろしく願ひします。

続きまして、権限移譲のマスタープラン関連について伺いたいと思うんですが、三月の政府閣議決定の中での今次の第四次見直しの中で見直すことは決まっているそうなんですが、今回の法案に載っていないものもあるようであります。例えば、大きな項目でございます都市計画区域の整備、開発、保全の方針、いわゆるマスタープランの策定権限の都道府県からの指定都市への移譲についてというものの記載がございましたようなんですが、指定都市が特色を生かした独自の町づくりをするために様々な考えをめぐらすということは大変大きなメリットがあるように思いますが、これについてはいつごろの実現というものを目指していらっしゃるんですか。簡潔にお願いします。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、個性を生かし、自立した地方をつくる、そういう意味においてマスタープランの策定は極めて重要な問題だと思います。今回の中には入っておりませんが、こういったものも含めて、分権有識者会議、それから地方の声、こういったものをいただきながら、しっかりと考えていきたいと、このように考えています。

○森田高君 ありがとうございます。是非そういうのも早めにというふうに思います。

それで、せっかく指定都市という話が出てくるのであれば、能力と意欲のある中核市という視点も持っていただければ、もっと地方が独自性を発揮してやる気が出てくるように思えてなりません。

例えば、私の出どころでございます富山市という中核市がありますが、こは実は去年のOECDで、メルボルンとかバンクーバーとかあるいはポートランドとか、そういったところと並んで世界の五大環境先進都市としてプレゼンテーションをさせてもらった、そういった非常に意欲と能力の高い首長さんがいらつしやる町です。

今年もインドネシアでアジアEST地域フォーラム、あるいは今年、今五月では、もう少しするとスイスで国際公共交通連合世界会議等でもプレゼンされるらしいんですが、我々国会議員でも都道府県知事でも、いろんな能力の高い方というのはいらつしやるんですが、それぞれやっぱり適材適所、中核市でもそれだけの能力、意欲のある方々ついでいらつしやるんで、求めがあれば、そういったところまで射程に収めるような、何というんですか、分権改革というものがあればなお良いかなというふうに思います。

これは都市づくりに限らず、これから更に分権を進められる以上、中核市よりもっと先というものを見通すことも時には必要かもしれません。指定都市という言葉がありまして、中核市ということも是非考えていただいて、あれですよ、街づくり懇談会というのが以前総務省でありまして、委員の方々に岡座長がいらつしやりましたが、住友商事の、富山市にも来てもらってますが、皆さんすごく喜んでもらったことがあったんですが、そういったことも含めて披露させてもらったわけですが、総務大臣、今後の展望とか見解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) 実は、この地方分権改革の有識者会議には富山の市長さんも委員になっていただいております。いろんな先進的な事例をおやりになつていらっしゃることを私も承知しております。先ほど片山委員の御質問にもお答えしましたが、まさに能力とそして体制を整えているところに、やりたいことをやりやすいような形をつくる、これが規制緩和や権限移譲では重要なことだと思ひますので、そういうことを柔軟にどう

やって運用していくかというのが今回の、私、分権改革のポイントだと思つておりまして、簡単ではありませんよ、しかしそういうことをやっていかなければ新しいものは開かれていかないんじゃないかという意味において、引き続き研究してまいりたいと、このように思ひます。

○森田高君 終わります。

○委員長(松あきら君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひします。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に反対の討論を行います。

本法案は、一昨年成立した第一次、第二次一括法に引き続き、義務付け・枠付けの見直し、地方自治体への権限移譲を進めるものであり、七十四本の法律を一括改正するものであります。本法案には、事務手続の簡素化や地方自治体の負担軽減につながるものも含まれております。しかし、その一方で、次のような重大内容が含まれております。

反対の第一の理由は、職員等の資格、定数等に係る改正では、福祉、教育や消防など、住民の安全や生活に係る業務を支える体制の維持拡充に重大な妨げとなる内容が含まれているからであります。

第二の理由は、地方制度調査会第七回専門委員会会で出された大阪府市統合本部の地方独立行政法人に関する要望にこたえて、特定地方独立行政法人、公務員型から、一般地方独立行政法人、非公員型への定款変更や、地方独立行政法人の合併を可能にする地方独立行政法人法の抜本改正が盛り込まれているからです。

本法案は、住民の生活、地域社会や地域経済の安定などに民間では担えない重要な役割を持つている地方独立行政法人の統廃合を容易にするな

ど、地方行革、リストラを進めるための新たなツールともなるものです。地方からの提案だからといって、性急に地方独立行政法人の合併を認める手続の整備を行う法改正は認められません。以上の点を指摘し、反対討論を終わります。

○委員長(松あきら君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に賛成の方の挙手を願ひします。

(賛成者挙手)

○委員長(松あきら君) 賛成多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、加賀谷健君から発言を求められておりますので、これを許します。加賀谷健君。

○加賀谷健君 私は、ただいま可決されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明党、みんなの党、生活の党、みどりの風、社会民主党・護憲連合及び日本維新の会の各派並びに各派に所属しない議員森田高君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、義務付け・枠付けの見直しに伴い地方公共団体の条例制定が必要となる事項のうち、国が条例制定基準を定めるものについては、地方公共団体が議会での審議や住民の意見反映のために十分な時間を確保できるよう、条例制定基準を早期に定めること。

二、地方分権改革推進委員会第二次勧告で見直しの対象とならなかつた義務付け・枠付けに

ついても地方の声を聞きつつ、見直しを検討するとともに、義務付け・枠付けの新設について、累次の勧告等に基づき、必要最小限とするよう、政府内のチェック体制を確立すること。

三、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。また、これまでの基礎自治体への権限移譲において、移譲先が指定都市等にとどまっている項目については、地方の声を聞きつつ、移譲先の更なる拡大を検討すること。

四、特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行及び地方独立行政法人の合併に当たっては、関係労働組合等と当該法人との間において労働条件について十分な交渉・協議が行われるよう、必要な助言等を行うこと。

五、義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用等による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松あきら君) ただいま加賀谷健君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(松あきら君) 挙手多数と認めます。よって、加賀谷健君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、新藤内閣府特命担当大

臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。新藤内閣府特命担当大臣。
○国務大臣(新藤義孝君) ただいま決議された事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(松あきら君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松あきら君) 地方公共団体情報システム機構法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取します。新藤総務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) 地方公共団体情報システム機構法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、設立につきましては、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が設立委員を選任し、設立委員が機構の定款、事業計画及び予算を作成し、総務大臣の認可を申請するものとし、その出資者は地方公共団体に限ることとしております。

第二に、組織につきましては、都道府県知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験

者で構成する代表者会議を設置し、定款の変更、予算及び事業計画の作成等の重要事項を議決し、理事長及び監事を任命することとしております。また、外部の学識経験者で構成する審議機関として経営審議委員会を設置し、予算等に関する基本的事項について審議を行うとともに、必要に応じて理事長に建議を行うことができることとしております。

第三に、役員につきましては、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命することとしております。

第四に、業務の範囲につきましては、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務を行うとともに、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託、地方公共団体に對する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援等を行うこととしております。

第五に、同機構に対する国の関与につきましては、その設立及び定款の変更の際に総務大臣が認可を行うほか、この法律等に違反し、又は違反するおそれがある場合には、総務大臣は報告徴収若しくは立入検査又は違法行為等の是正要求を行うことができることとしております。

そのほか、財団法人地方自治情報センターは、平成二十六年四月一日に解散するものとし、その権利及び義務につきましては、同機構が承継することとしております。また、同機構は、財団法人自治体衛星通信機構が指定認証機関として処理することとされている事務に係る権利及び義務について承継するとともに、これらの承継に伴い必要な措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(松あきら君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

五月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公共団体情報システム機構法案

地方公共団体情報システム機構法案

地方公共団体情報システム機構法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 代表者会議(第八条―第十条)

第三章 役員及び職員(第十一条―第二十一条)

第四章 業務(第二十二条―第二十六条)

第五章 財務及び会計(第二十七条―第三十三条)

附則

第六章 雑則(第三十四条―第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第

号)の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に對してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格及び住所)

第二条 地方公共団体情報システム機構 以下「機

構」という。)は、法人とする。 2 機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 (数) 第三条 機構は、一を限り、設立されるものとする。 (資本金) 第四条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により地方公共団体から出資されたものとされる金額とする。 2 機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。 3 地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない。 (定款) 第五条 機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金、出資及び資産に関する事項 五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項 六 役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項 九 財務及び会計に関する事項 十 定款の変更に関する事項 十一 第三十二条の規定による地方公共団体の費用の負担に関する事項 十二 公告及び公表の方法 2 機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (登記) 第六条 機構は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 2 前項の規定により登記をしなければならない	事項は、登記後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 (名称) 第七条 機構は、その名称中に地方公共団体情報システム機構という文字を用いなければならない。 2 機構でない者は、その名称中に地方公共団体情報システム機構という文字を用いてはならない。 第二章 代表者会議 (代表者会議の設置及び組織) 第八条 機構に、機構の財務及び業務の方針を決定する機関として代表者会議を置く。 2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。 一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第二項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ選定する者 二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するものの中から、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者 3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。 4 委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 委員は、再任されることができる。 6 第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。 (代表者会議の権限) 第九条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。	一 定款の変更 二 業務方法書の作成又は変更 三 予算及び事業計画の作成又は変更 四 決算 五 役員の報酬及び退職金 六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項 2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。 3 代表者会議は、役員又は職員が行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。 (代表者会議の議長) 第十条 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。 第三章 役員及び職員 (役員) 第十一条 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。 (役員の職務及び権限) 第十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。	4 監事は、機構の業務を監査する。 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。 6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。 (役員の任命) 第十三条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。 2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。 3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。 (役員の任期) 第十四条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格条項) 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。 二 代表者会議の委員 (役員の解任) 第十六条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。 二 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。 三 破産手続開始の決定を受けたとき。 四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと
---	---	---	--

認められるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(役員兼任禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第十八条 機構は、理事長又は副理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表権の制限)

第十九条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(職員の任命)

第二十条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 機構の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 機構は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務を行うこと。

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により

処理することとされている事務を行うこと。

四 地方公共団体の情報システムの開発及び運用

五 地方公共団体の職員に対する地方公共団体の情報システムに関する教育及び研修

六 地方公共団体の情報システムに関する調査研究

七 地方公共団体の情報システムに関する事務の受託

八 地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第二十三条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

3 機構は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(経営審議委員会)

第二十四条 機構に、経営審議委員会を置く。

2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもって組織する。

3 委員は、地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。

4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができる。

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

一 第九条第一項第二号から第四号までに掲げる事項

二 その他定款で定める事項

6 理事長は、前項第一号に掲げる事項について代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が当該事項について同項の規定により述べ

た意見を報告しなければならない。

7 経営審議委員会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、経営審議委員会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。

8 理事長は、第五項及び前項の規定により経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならない。

(本人確認情報保護委員会の設置)

第二十五条 機構に、本人確認情報保護委員会を置く。

2 本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第三十条の七第一項の規定による通知に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3 本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、本人確認情報保護委員会の委員の定数その他の本人確認情報保護委員会に関する事項は、機構が定める。

(認証業務情報保護委員会の設置)

第二十六条 機構に、認証業務情報保護委員会を置く。

2 認証業務情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第四十四条第一項に規定する認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3 認証業務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、認証業務情報保護委員会の委員の定数その他の認証業務情報保護委員会に関する事項は、機構が定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等)

第二十八条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画(以下この条において「予算等」という。)を作成しなければならない。

2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。

3 機構は、前項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表しなければならない。

(企業会計原則)

第二十九条 機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他の総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表を官報に公告し、かつ、当該財務諸表、前項に規定する事業報告書、決算報告書及び監事の意見書並びに業務並びに資産及び債務の状況に関する事項として総務省令で定めるものを記載した説明書類を、各事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項に規定する説明書類は、電磁的記録(電

子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて作成することができる。

5 第三項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として総務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

6 機構は、前三項に規定するもののほか、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し参考となるべき事項の開示に努めなければならない。（会計規程）

第三十一条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（費用の負担）
第三十二条 機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担する。

（総務省令への委任）
第三十三条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第六章 雑則

（報告及び立入検査）
第三十四条 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に

関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違法行為等の是正）

第三十五条 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

（解散）

第三十六条 機構の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十七条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかったとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第十三条第三項、第十六条第四項、第二十一条第一項、第二十八条第二項又は第三十一条

条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第二十三条第三項又は第二十八条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六 第三十条第一項又は第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七 第三十条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかったとき。

八 第三十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十九条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条及び第十一条から第十六条までの規定 平成二十六年四月一日

二 第二十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日

三 第二十六条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日

（設立委員）

第二条 都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織は、平成二十六年二月二十日までに、

それぞれ一人の機構の設立委員を選任しなければならない。

（設立の認可等）

第三条 設立委員は、平成二十六年三月十五日までに、第五条第一項各号に掲げる事項につき定款を定め、並びに機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

3 機構は、前項の規定による告示があつたときは、平成二十六年四月一日に成立する。この場合において、機構は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

4 設立委員は、機構の理事長となるべき者を指名する。

5 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時に於いて機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の成立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。

6 設立委員は、機構が成立したときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならない。

7 機構の行う設立の登記は、平成二十六年四月一日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

（名称の使用制限に関する経過措置）
第四条 この法律の施行の際現に地方公共団体情報システム機構という名称を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（財団法人地方自治情報センターの解散並びに権利及び義務の承継等）
第五条 昭和四十五年五月一日に設立された財団法人地方自治情報センター（以下「地方自治情報センター」という。）は、平成二十六年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は、解散時

において機構が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により機構が地方自治情報センタ一の権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センタ一の解散の日の前日において地方自治情報センタ一に対して地方公共団体により拠出をされている金額に相当する金額は、機構の設立に際し、地方公共団体から機構に対し出資されたものとする。

3 第一項の規定により機構が地方自治情報センタ一の権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センタ一の解散時において住民基本台帳法第三十条の十三第三項及び第三十条の十四第三項に規定する届出があつたものとみなして、同法第三十条の十三第三項及び第三十条の十四第三項の規定をそれぞれ適用する。

4 第一項の規定により地方自治情報センタ一が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構が地方自治情報センタ一の権利及び義務を承継したことに伴う住民基本台帳法の適用の特例)

第六条 平成二十六年四月一日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までの間は、機構について、住民基本台帳法第三十条の十第二項、第三十条の十二、第三十条の十六、第三十条の十七第三項、第三十条の十九、第三十条の二十四及び第三十条の二十五の規定は、適用しない。

(財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継)

第七条 機構が成立した時において、平成二十二年二月十九日に設立された財団法人自治体衛星通信機構(以下自治体衛星通信機構)というが有する権利及び義務であつて、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定によ

り自治体衛星通信機構が同法第二十四条第一項に規定する指定認証機関として処理することとされている事務(当該事務に附帯する事務を含む。)に係るものは、機構が成立した時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したときは、機構が成立した時において電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十七条第三項及び第三十八条第三項に規定する届出があつたものとみなして、同法第三十七条第三項及び第三十八条第三項の規定をそれぞれ適用する。

(機構が自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したことに伴う電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の適用の特例)

第八条 平成二十六年四月一日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、機構について、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第二項、第三十六条、第四十条、第四十一条第三項、第四十三条、第四十八条及び第四十九条の規定は、適用しない。

(機構の業務の範囲等に係る経過措置)

第九条 この法律の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、第二十二條第一号中「処理することとされている事務」とあるのは、「同法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関が処理することとされている事務」とする。

2 この法律の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、第二十二條第二号中「処理することとされている事務」とあるのは、「同法第三十四条第一項に規定する指定認証機関が処理することとされている事務」とする。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二

十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の四第一項第三号中「及び地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に規定する地方公共団体金融機構」を、「地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構」に改める。
(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一 地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第	号)
----------------	---------------------------	----

(法人税法の一部改正)
第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一 地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第	号)
----------------	---------------------------	----

(印紙税法の一部改正)
第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二 地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第	号)
----------------	---------------------------	----

(登録免許税法の一部改正)
第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二 地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第	号)
----------------	---------------------------	----

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第	号)
----------------	---------------------------	----

平成二十五年五月二十七日印刷

平成二十五年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C